

第 20 回 佐用町議会(定例)会議録 (第 5 日)

平成 20 年 3 月 25 日 (火曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一 良	事務副局長	谷村 忠 則
説明のため出席 した者の職氏名 (28名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	達 見 一 夫	財 政 課 長	小 河 正 文
	まちづくり課長	南 上 透	生涯学習課長	福 井 泉
	会 計 課 長	岸 井 春 乗	税 務 課 長	上 谷 正 俊
	住 民 課 長	山 口 良 一	健 康 課 長	井 村 均
	福 祉 課 長	内 山 導 男	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	地 籍 調 査 課 長	船 曳 利 勝
	商工観光課長	芳 原 廣 史	農 業 共 済 課 長	田 村 章 憲
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	城 内 哲 久	教 育 委 員 会 長 総 務 課 長	坪 内 頼 男
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正	消 防 長	加 藤 隆 久
	天文台業務課長	杉 本 幸 六	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫
	南光支所長	森 崎 文 和	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴
	欠 席 者 (名)			
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (2 名)	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正	総 務 課 長	達 見 一 夫
		午後から早退		昼から早退 参事長尾富夫が代理 出席
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 発議第 1 号 佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 2 . 日程第 3 ないし日程第 4 について（委員長報告）
- 日程第 3 . 議案第 14 号 佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 . 議案第 15 号 佐用町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 5 . 日程第 6 ないし日程第 7 について（委員長報告）
- 日程第 6 . 議案第 13 号 佐用町認可地縁団体印鑑条例の制定について
- 日程第 7 . 議案第 16 号 佐用町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 . 日程第 9 ないし日程第 13 について（委員長報告）
- 日程第 9 . 議案第 7 号 町道路線の廃止について
- 日程第 10 . 議案第 8 号 町道路線の変更について
- 日程第 11 . 議案第 9 号 町道路線の認定について
- 日程第 12 . 議案第 10 号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について
- 日程第 13 . 議案第 25 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 . 日程第 15 ないし日程第 19 について
- 日程第 15 . 議案第 17 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 . 議案第 18 号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 . 議案第 19 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 . 議案第 20 号 佐用町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第 19 . 議案第 21 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 . 日程第 21 ないし日程第 31 について
- 日程第 21 . 議案第 27 号 平成 19 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出について
- 日程第 22 . 議案第 28 号 平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について
- 日程第 23 . 議案第 29 号 平成 19 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 24 . 議案第 30 号 平成 19 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 25 . 議案第 31 号 平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 26 . 議案第 32 号 平成 19 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 27 . 議案第 33 号 平成 19 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 28 . 議案第 34 号 平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 29 . 議案第 35 号 平成 19 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 30 . 議案第 36 号 平成 19 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 31 . 議案第 37 号 平成 19 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について

- 日程第 32 . 日程第 33 ないし日程第 48 について (委員長報告)
- 日程第 33 . 議案第 38 号 成 20 年度佐用町一般会計予算案の提出について
- 日程第 34 . 議案第 39 号 平成 20 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について
- 日程第 35 . 議案第 40 号 平成 20 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について
- 日程第 36 . 議案第 41 号 平成 20 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について
- 日程第 37 . 議案第 42 号 平成 20 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について
- 日程第 38 . 議案第 43 号 平成 20 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について
- 日程第 39 . 議案第 44 号 平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 40 . 議案第 45 号 平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 41 . 議案第 46 号 平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 42 . 議案第 47 号 平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について
- 日程第 43 . 議案第 48 号 平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について
- 日程第 44 . 議案第 49 号 平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について
- 日程第 45 . 議案第 50 号 平成 20 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 46 . 議案第 51 号 平成 20 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 47 . 議案第 52 号 平成 20 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について
- 日程第 48 . 議案第 53 号 平成 20 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について
- 日程第 49 . 議案第 54 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 50 . 請願第 2 号 議員報酬の引き下げを求める請願書 (委員長報告)
- 日程第 51 . 閉会中の常任委員会所管事務調査について

午前 10 時 00 分 開会

議長 (西岡 正君) 皆さん、おはようございます。早朝よりお揃いでご出席をいただき、誠にありがとうございます。

3 月 4 日より本日 22 日まで、ああ 25 日まで 22 日間かけての 3 月予算を中心とした審議が、今日、最終日でございます。また、皆さん方には、休会中には、それぞれの常任委員会等ご出席いただき、付託案件につき慎重に審議を賜りましたことを厚くお礼を申し上げます。

開会に先立ちご報告申し上げておきますが、本日、残り一般会計 19 年度の補正予算の審議が残っております。そして、また各委員会付託については、委員長さんの方から報告をいただきます。そしてまた、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が追加案件で提案されております。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

なお定例会のため地方自治法第 121 条の規定によりまして、出席を求めた方は、町長、副町長、教育長、天文台長、各課長、各支所長、消防長であります。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

-
- 日程第 1 . 発議第 1 号 佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について (委員長報告)

議長（西岡 正君） 日程第1に入ります。発議第1号、佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、所管の総務常任委員会に審査を付託いたしておりましたので、これより総務常任委員長の審査の報告を求めます。
総務常任委員長、敏森正勝君。

〔総務常任委員長 敏森正勝君 登壇〕

総務常任委員長（敏森正勝君） 改めましておはようございます。

平成20年3月4日の第20回定例会に総務常任委員会に付託された案件について3月12日審査いたしましたので報告いたします。

当日は、大下副委員長が体調を崩し、また石堂議員も葬式のため欠席でありましたが、慎重に審議しましたので、報告いたします。

まず、発議第1号、佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。当委員会に賛成者鍋島議員がおられますので、説明を求めております。

内容は、合併後の継続審議で町議選改選後の18年6月議会で、いったん否決になった条件案であります。中身の費用弁償は給与の二重取りという問題があったり、合併前佐用・南光が費用弁償を廃止し、合併前に上月・三日月があって協議した結果、慎重で残す結果となった。厳しい状況の中で県議会をはじめ削減の動きの中で本町としても、費用弁償をこの際廃止すべきであると説明がありました。

次に、他の議員からですが、最近では、どんな状況ですかという問いに対しまして、12町の内持っているのは半分ではないかな。ただ、3,000円ということはない。2,000円か1,000円であるということでもあります。給与の二重取りという考えが住民の中にあるが、決して二重取りでない。もらえるものがもらえないとなると公職選挙法に引っ掛かる。条例の中で定めればそれでいい。合併前に否決になった状況ですから、あまり日も経たないのに方向が変わるというのもどうか。県下、それぞれ財政力が違いますから、それらを含めて調査をして定めたらいい。今回の本会議で結論を出すということではなく、閉会中の委員会の継続審議において他の自治体の様子も調べて結論を出しては。

また他の議員も継続審査にした方が、ここで賛否についてもいたしかねるのでという意見でありました。

採決を取り閉会中の審議に、継続審議に賛成多数によりまして継続審議となりましたので報告いたします。

議長（西岡 正君） 総務常任委員長の審査報告は終わりました。

発議第1号、佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について委員長の報告の質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案について討論に入りますが、ございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 20 番、吉井です。発議第 1 号、佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について委員長報告の継続審査に反対の討論をいたします。

理由は、閉会中の所管事務調査及び広報特別委員会に出席した時の費用弁償 3,000 円の支給を即刻廃止する為です。議員には、閉会中も報酬の支払があり、委員会出席に対する費用弁償支給は、給料の二重取りと言えるからです。これまでの議論の中で、廃止に反対する意見で交通費的な要素もあるという意見も出されたことがあります。距離に関係なく一律の金額というのでは理屈に合いません。

旧佐用町では 2002 年、平成 14 年 1 月 1 日から旧南光町では、同年 4 月 1 日から費用弁償を廃止しており内容を知った町民はお手盛り支給と怒っています。委員会の費用弁償を支給しているのは県下 12 町の内半分の 6 町で市川町、福崎町、神河町が 2,000 円。上郡町が 2,600 円。新温泉町が 1,000 円。佐用町が 3,000 円と最高の額となっています。

地方自治法第 203 条では、5 項に「報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」とし、費用弁償に関する条例の制定にあたっては、支給自由、額については、議会の裁量に委ねられているという判例があります。佐用町議会の裁量で不明瞭な制度を廃止するべきと考えます。以上です。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） 私自身、旧佐用町でも、この費用弁償に対しては反対をしてまいりました。従って、旧佐用町では支払われていませんでした。現在も費用弁償については、私は、必要がないというふうに思っております。しかし、新町では費用弁償が必要ということで、現在まで支払われてまいりました。

先日、この発議に対しまして即決との議会運営委員会での判断であったわけですが、現在支払われている日当との整合性も協議する中で、慎重に審査をする必要があるのではないかとの考え方から、委員会付託を提案し、多数の賛成者の中で委員会付託になりました。その委員会がもう少し継続して審査をしたいとの意向であれば、それは今後引き続き廃止、減額も含めて審査をしていただく為に継続されたんなら、それに従い、継続審査に賛成をいたします。以上です。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようですから討論を終結いたします。

本案について採決に入ります。発議第 1 号、佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は継続審査であります。委員長の報告のとおり継続審査にすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） **（聴取不能）**ます。よって発議第 1 号、佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、継続審査に決定されました。

日程第2・日程第3ないし日程第4について（委員長報告）

日程第3・議案第14号 佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例について

日程第4・議案第15号 佐用町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の制定について

議長（西岡 正君） 日程第2に入ります。

日程第3ないし日程第4を一括議題といたします。

議案第14号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例について、議案第15号、佐用町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の制定については、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりましたので、これより総務常任委員長の審査報告を求めます。

総務常任委員長、敏森正勝君。

〔総務常任委員長 敏森正勝君 登壇〕

総務常任委員長（敏森正勝君） それでは、議案第14号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

新たに町通信網を利用する者に対する工事費用の原因者負担の額を定めるためのものがあります。通信網の撤去、一時停止もしくは再開に対しかかる工事費用負担を定めるものでありますが、これによりまして課長より再度説明を求めています。

18年、19年度事業で、今年度は順調に進み、現在99.8から9パーセント進捗しております。3月中には終わるだろうということでもあります。徴収条例の改正ですが、新たに町通信網を利用する者に対する工事費用の負担のことを定めておりませんでしたので、改姓するものであります。負担の概要は、新たに幹線を引き込む場合約8万円程度が必要、その工事にかかる費用負担として工事が終わった後のため、負担金2万円を差し引いて6万円にする。できるだけ加入してもらうため1万円引いて5万円をいただく。減免を加ええた金額、引込み線付帯工事は、幹線から即軒下に引き込みできない時は、3万円を差し引いた実費負担を想定しております。移設の場合は、工事費の額、撤去の場合は1万5,750円。一時停止5,250円。再開7,350円の改正であります。

負担金の2万円相当を入れ、1万円は減免申請の中で実施していく考えであります。

負担金の減免については、第4条第1号、第4号の規定を準ずるという説明であります。

町営住宅の入居者が町内に家を新築し、加入はしているけど、加入権利は引き継ぐから、当然負担金は要らないから、工事としては新たに引き込むから移設にはならないなという意見の中で。

付け替えみたいなこと。全く離れた所に建てる場所は別です。

また新設より移設の方が高くなることは、まあないと。高くなる場合は、新設として申請してもらって、廃止して切り替えた方が、有利な方を適用すると。

また、集落説明会では、基盤整備終了後においては、加入金は2万円。工事については、実費をいただきますと。今回3万円減免して、この理由を明確に実費で説明しております。

実費は8万円です。受益者数を勘案して特財ということで補助金など一般財源を受益者数で割ったものが分担金です。それ以内で町長が決定して2万円になりました。工事をするために分担金をいただき、あと加入される方については、その分もらったらいんですが、工事も終わって特財もあったので、その分を今度の工事負担に充てさせてもらうのが2万円です。1万円はできるだけ加入率が90パーセントですので、大勢の人に入ってもらうのが目的なので、更に入りやすくするために加入推進期間中1万円を減額したように今

後についても入りやすくするために減額し、計3万円にすると。

加入推進期間中は実費をもらいますよということを、言うてきたことと違うんですが、継続して軽減していこうと思っております。

最終的に分担金は2万円納める。工事費8万円のところを3万円引いて5万円で工事ができるということです。

質疑を打ち切り採決を行いました。賛成全員、原案のとおり可決しております。

次に、議案第15号、佐用町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

情報通信施設完了により、条例制定の必要が生じたものである。詳細説明を課長に求め協議しております。

光ケーブルの設置によりまして、放送センターにサーバーと編集機2台、佐用センターを保健センターにサーバーを設置し、各支所にサブセンターとして光を増幅するため、そのセンターを設置するという条例です。光を安富から引っ張って来て、旧町単位で増幅して送っていく。当初の設計どおりであります。

放送センター、3つのサブセンターと説明したがということに対しまして、佐用のセンターと放送室といえるのかどうか。

サーバーと編集機置いていますので、放送センターの規定にした。元々サーバーは置く予定でしたが、途中議会で審議する中で、映像をつくるために編集機が必要になった。それを部屋と規定した方がいいので規定した。

質疑を打ち切り、採決を行い賛成全員、原案のとおり可決しております。以上です。

議長（西岡 正君） 総務常任委員長の審査報告は終わりました。

各議案ごとに委員長報告についての質疑及び討論・採決を続けて行いますのでよろしくお願いをいたします。

議案第14号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対しての質疑に入ります。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案について討論に入りますが、ございませんか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。

本案について採決に入ります。議案第14号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって原案のとおり可決されました。

議案第15号、佐用町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の制定についての委員長報告に対して質疑に入りますが、ございませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
続いて討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
本案についての採決に入ります。議案第 15 号、佐用町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の制定について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって原案のとおり可決されました。

日程第 5 . 日程第 6 ないし日程第 7 について（委員長報告）

日程第 6 . 議案第 13 号 佐用町認可地縁団体印鑑条例の制定について

日程第 7 . 議案第 16 号 佐用町消防団条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 5、日程第 6 ないし日程第 7 を一括議題といたします。

議案第 13 号、佐用町認可地縁団体印鑑条例の制定について。議案第 16 号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例については、所管の厚生常任委員会に審査を付託いたしましたので、これより厚生常任委員長の審査報告を求めます。

厚生常任委員長、松尾文雄君。

〔厚生常任委員長 松尾文雄君 登壇〕

厚生常任委員長（松尾文雄君） それでは、厚生常任委員会審査報告を行います。

去る 3 月 13 日に厚生常任委員会を午前 9 時 30 分より委員会室で開催いたしました。

当委員会に付託されました案件は議案が 2 件であります。

出席議員は 7 名全員と議長、町長、副町長、総務課長、住民課長に出席を求め審査を行いました。なお、所管外の総務課長につきましては、自治法の関係で出席を求めておりません。議長、町長におきましては、次の行事がありましたので、早退されております。

以下、議案ごとに審査の経過並びに結果の報告を行います。

まず議案第 13 号、佐用町認可地縁団体印鑑条例の制定についてであります。

まず当局に補足説明を求めました。認可につきましては、地方自治法で印鑑関係の登録条例をもとに団体が財産等の登記をしようとした時に印鑑登録が法務局で必要となり、事前に条例等を整備するものです。第 1 条には条例の趣旨。2 条には登録者の資格。3 条には登録申請。4 条には登録できない印鑑。6 条では印鑑登録の原本。7 条では登録事項の修正。8 条では、印鑑登録の廃止。また 11 条では印鑑証明の交付申請。12 条では証明書の交付申請。15 条では閲覧等の禁止をしております。また、実際に印鑑証明等の発行につきましては、住民が窓口でおこないますとの補足説明があり、質疑に入りました。

委員会からは次のような質疑が出ております。

7条の関係で代表者が代わるたびに申請をしなければならないのか。何回か代わる自治会もあるがどうか。との質疑に対し、印鑑登録の仕方が変わります。個人印を使用する場合、また代表印角印を使用する場合で違います。個人印を使用した場合には、その都度しなければならないとの答弁がありました。

また、自治会長が2年で代わり、印鑑が変わらないが名前が変わった場合はとの質疑に対し、代表者だけが代わった場合には、職権で地縁団体としての代表者の変更届と同じことができますとの答弁がありました。

また、地縁団体のメリット、デメリットはどういった団体が対象になるのか。また15条では閲覧禁止はどういう意味かとの質疑に対し、集落等の底地が個人の名義になって相続ができない。できれば自治会名義にしたい場合地縁団体の認可を受ければ自治会名義にでき固定資産税等の免除を受けられると思います。また、認可を受けるまで規約、法人格を有するので総会等が必要となり、今までにしたことのないような他続きをして許可を受ける必要があるかと思えます。これは自治会での判断です。団体についての定義は、町または字の区域で地縁に基づき形成された団体、佐用町におきましては自治会単位を位置付けております。また、閲覧禁止については、秘密保持の関係で条項を入れておりますとの答弁がありました。

また、収益があった場合、申告する必要があるのかの質疑に対し、売買関係や収益があれば申告する必要があると思えますとの答弁がありました。

登記までしたとすれば、後は自分でやるのか、役場がやってくれるのか。また、公民館だけではなく、スポーツ公園も対象になるのかの質疑に対し、法人となり手続きは地縁団体が行い、不動産登記法に基づき、土地建物でも権利の登記が法務局で手続きすればできますとの答弁がありました。

条例を制定したら、自治会等への説明が必要ではないかとの質疑に対し、近く役員会があるそうなので、そこで説明をさせていただきますとの答弁がありました。

質疑を打ち切り、討論に入りましたが討論なく採決の結果、賛成6、反対0で議案第13号、認可地縁団体印鑑条例の制定については原案のとおり可決することになりました。

続きまして議案第16号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例についてであります。

当局に補足説明を求めました。旧町では、訓練について支払をしているところと、していないところがありました。消防団として支払をしないという方向で申し合わせが行われており合併後においては支払をしておりませんので実態に合わせ支払を、支払わないという方針で条例の改正をするのと、部長と班長の年額報酬が同じなので役職によって金額を分け、部長2万6,000円。班長8,000円に改正するものと補足説明があり、質疑に入りました。

委員からは、合併後訓練費用を支払いしていないので実態に合わせて、訓練の文言を削除することだが、団員からは納得できないとの声を聞くし、条例があるのに支払いをしていないのは問題ではないかとの質疑に対し、消防団幹部で協議をし、旧町の時に訓練費用の扱いについては、いろいろありましたが、合併後は訓練としての支払をしないとの方向で協議され決定されました。全団員に納得してもらうのは、なかなか難しいので各支団の幹部が分団長会議等を通じて話をさせていただきたいとの答弁がありました。

本会議では、町長は全部を省くのではなく、訓練にもいろいろありますので精査しますとの発言があったのにもかかわらず、元に戻ったような説明になっているので、継続審査を申し入れるとの意見がありましたので、委員に確認を取り、次回、3月21日に再審査を行うということで3月13日の審査を終了しております。

続いて、改めて、3月21日に厚生常任委員会を午後1時30分より委員会室で開催して

おります。

先ほども申しましたように再審査になりました議案第 16 号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例についての再審査を行いました。出席議員は 7 名全員と町長、副町長、住民課長に出席を求め再審査を行いました。

消防団の手当に関する内規、平成 17 年、19 年の支払明細比較書を提出をしていただき、当局に補足説明を求めました。

消防団は、平成 18 年の 4 月に合併しておりますので、平成 17 年までの旧町の取り決めに 17 年度までは旧町の取り決めのとおり支払をし、合併後は活動費として訓練手当の 1 回 500 円について年額 3,000 円を一括支払します。合併前に比べて各支団並びに分団の運営費、活動費は増額になっています。実態に合わせた形で今回条例改正を提案していますとの補足説明があり質疑に入りました。

委員からは次のような質疑がありました。

提出していただいた消防団の内規の合意のレベルはとの質疑に対し、幹部会議は 18 日に開き、支団長以上で合意決定しておりますとの答弁がありました。

また、西播消防操法大会への出場の訓練費等はとの質疑に対し、別途予算編成をしますとの答弁がありました。

団員からは 500 円の手当が出なくなったなどと聞くがとの質疑に対し、運営費、活動費として分団で使っていると思いますが、運営費については、各分団に任せておりますので分からないが、通常は個人に支払っていないとの答弁がありました。

また、班長制度について内規に詳しく定める必要があるのではないかと。人数の少ない分団にも班長が必要か。基準を定めるべきではないかととの質疑に対し、今回は、消防団活動の中で班町が必要か不必要かの判断はできないが、基準を作って内規等で対応したい。消防団の再編も今後課題として検討していきたい。また、団員の確保も必要である。基準となるのは 20 人程度と考えているとの答弁がありました。

質疑を打ち切り、討論に入りましたが討論がなく、採決の結果、賛成 6、反対 0 で議案第 16 号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例については原案どおり可決することとなりました。

なお、詳細につきましては、委員会録をご覧くださいと思います。

以上で、厚生常任委員会報告を終わります。

議長（西岡 正君） 厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

各議案ごとに委員長報告についての質疑及び討論・採決を続けて行いますのでよろしくお願いをいたします。

議案第 13 号、佐用町認可地縁団体印鑑条例の制定について、委員長報告に質疑に入ります。質疑のある方。ありませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

本案について採決に入ります。議案第 13 号、佐用町認可地縁団体印鑑条例の制定につ

いて、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって原案のとおり可決されました。
続いて、議案第 16 号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例について委員長の報告に質疑に入ります。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより本案について討論に入りますが、討論ございませんか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
本案について採決に入ります。議案第 16 号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって原案のとおり可決されました。

日程第 8 日程第 9 ないし日程第 19 について（委員長報告）

日程第 9 . 議案第 7 号 町道路線の廃止について

日程第 10 . 議案第 8 号 町道路線の変更について

日程第 11 . 議案第 9 号 町道路線の認定について

日程第 12 . 議案第 10 号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について

日程第 13 . 議案第 25 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 9 ないし日程第 13 を一括議題といたします。

議案第 7 号、町道路線の廃止について。議案第 8 号、町道路線の変更について。議案第 9 号、町道路線の認定について。議案第 10 号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について。議案第 25 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例については、所管の産業建設常任委員会に審査を付託いたしておりましたので、これより産業建設常任委員長の審査報告を求めます。

産業建設常任委員長、森本和生君。

〔産業建設常任委員長 森本和生君 登壇〕

産業建設常任委員長（森本和生君） 産業建設常任委員会の報告をいたします。

第 20 回佐用町議会において当委員会に付託されました議案第 7 号ないし 10 号及び 25

号について審査の経過と結果について報告いたします。

日時、平成 20 年 3 月 14 日 9 時より場所は佐用町役場 3 階の委員会室で、出席者は委員全員、町より町長・副町長・建設課長・農業共済課長及び関係職員であります。

なお、議案 7 号ないし 9 号については、現地において全線現地においての説明を受け調査をしたところであります。

議案第 7 号、町道路線の廃止について整理番号 0403 号の北川前田堤防線は、県道下庄佐用線の付け替えにより廃止するものであります。

また、整理番号 0370 号水車線は、国道 373 号線の付け替えにより廃止するものであります。

課長の補足説明の後、主な質疑もなく討論もなく採決の結果、全員賛成にて原案通り可決することに決定をいただきました。

続いて議案第 8 号、町道路線の変更についてであります。

変更する路線は、整理番号 0001 号上町塔ノ元線は、道路の付け替えにより経過地を変更するものであります。

整理番号 0488 号豊福線は、県道下庄佐用線の付け替えにより終点を変更するものであります。

整理番号 0481 号ヒジリ谷線は、道路の新設により終点を変更するものであります。

整理番号 1015 号駅前線は、道路改良工事により道路を変更するものであります。

課長の補足説明の後、主な質疑もなく、討論もなく、採決の結果、全員賛成にて原案どおり可決に決しました。

続いて、議案第 9 号、町道路線の認定についてであります。

認定する路線は、整理番号 0521 井ノ内旧道線、整理番号 0578 号ヒジリ谷支線、整理番号 0579 号円応寺旧道線、0580 号平瀬旧道線、整理番号 0507 号三河旧道線、整理番号 0642 号三河 132 号線、整理番号 0643 号三河 133 号線、整理番号 1067 号折口 2 号線、整理番号 6029 井山線、これら全ては新規路線として認定するものであります。

課長の補足説明の後、主な質疑もなく、討論もなく、採決の結果原案どおり可決することに決しました。

続いて議案第 10 号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定についてであります。本件は、平成 20 年度佐用町農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価を決定するものであります。

課長の補足説明の後、主な質疑もなく、討論もなく、全員賛成にて原案どおり可決と決しました。

続いて議案第 25 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例についてであります。本件は、総務省行政評価局の農業災害補償に関する行政評価監視の結果、共済責任期間の開始時期の変更など、本条例の改正が必要となったものであります。

課長の補足説明の後、主な質疑もなく、討論もなく採決の結果、全員賛成にて可決と決しました。

以上です。

議長（西岡 正君） 産業建設常任委員長の審査報告は終わりました。

各議案ごとに委員長の報告についての質疑及び討論採決に続けて行いますのでよろしくお願いたします。

議案第 7 号、町道路線の廃止について、委員長報告に対して質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。
これより討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 討論なしと認めます。
本案についての採決に入ります。議案第7号、町道路線の廃止について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって原案のとおり可決されました。
続いて、議案第8号、町道路線の変更について、委員長の報告に対して質疑に入ります。
質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより本案について討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようでございますので、討論を終結いたします。
本案についての採決に入ります。議案第8号、町道路線の変更について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって原案のとおり可決されました。
続いて、議案第9号、町道路線の認定について、委員長報告の報告に対しての質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより本案について討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
本案について採決に入ります。議案第9号、町道路線の認定について、委員長報告は可決であります。委員長報告どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって原案のとおり可決されました。
議案第 10 号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について委員長の報告に対して質疑のある方。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。
本案について採決に入ります。議案第 10 号、農業共済事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、原案のとおり可決されました。
続いて議案第 25 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について委員長の報告に対しての質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
本案について採決に入ります。議案第 25 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって原案のとおり可決されました。

日程第 14 . 日程第 15 ないし日程第 19 について

日程第 15 . 議案第 17 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 16 . 議案第 18 号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 17 . 議案第 19 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

日程第 18 . 議案第 20 号 佐用町後期高齢者医療に関する条例の制定について

日程第 19 . 議案第 21 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 14 に入ります。日程第 15 ないし日程第 19 については一括議題といたします。

議案第 17 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。議案第 18 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。議案第 19 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について。議案第 20 号、佐用町後期高齢者医療に関する条例の制定について。議案第 21 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の提案に対する当局の説明は、3月4日に終了いたしておりますので、各議案ごと質疑・討論・採決を続けて行いますのでよろしくお願いをいたします。

議案第 17 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑に入りますが、ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、議案 17 号の質問を行います。国保税の特別徴収制度の導入ということでありませうけども、それで伺いたいのは、まず、この改選により国保税の特別徴収の対象世帯数はどうなるのかということ。

それから、65 歳以上の国保加入者の特別徴収の反対の普通徴収の関係ですけれども、これにつきましては、いろいろな基準がありますけど、この基準を明確にしていきたいということ。

それから、現状から普通徴収世帯数はどうなっているのか。そのあたりのことを伺います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） ちょっと今、資料調べてますので。すみません。ええっと、あの。特別徴収の対象ですけれども、629 世帯が特別徴収の対象になります。

それから特別徴収以外が普通徴収ということになりますけれども、その普通徴収をする対象というのがですね、被保険者の全員が 65 歳から 75 歳未満であるという、そういう基準がございます。

それから、もう 1 つはですね、特別徴収をしなくてもいい場合というのは、これも基準がございます。被保険者が、少ないという場合、概ね 1,000 人未満の場合には、特別徴収をしなくてもいいということ。

それから収納率が高いということで、平成 16 年から 18 年度の平均収納率が 98 パーセント以上であるということ。で、佐用町の場合は、一番、県下で一番収納率がいいと言われた都市でも 97 パーセントということですので、これにも該当しないということです。

それから口座振替の率を、納付基準、納付組織率ですね、いわゆる昔の農業組合というものがあると思うんですけれども、そういったものの合計が 85 パーセント、それ以上、そういう場合には、特別徴収をしなくてもいいということなんですけど、佐用町では、それ

が 83.71 パーセントということで、いずれにも該当しないということで、特別徴収ということになります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） それと特別徴収というのが、年金から天引きということでありまして、それで問題は、いろんな苦情や意見が出ているのは、結局、自動的に天引きするということでね、年金生活者にとって、自分の生活設計から、いろんな問題が出て来るといった問題があります。

そこで伺いたいんですが、今、特別徴収世帯 629 世帯という報告がありました。その中で、滞納されて理う世帯はどのようになっているのか。そのあたり分かれば教えていただきたいと思えます。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） その中で、滞納がある世帯が何件というのは、ちょっと確認はしておりません。

議長（西岡 正君） はい、他に。
ないようですから、質疑を終結いたします。

これより本案に対して討論に入りますが、討論ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 議案第 17 号、国保税条例の一部を改正する条例の反対討論をいたします。

本議案は高齢者を差別する後期高齢者医療制度の導入により、それに便乗して国保税を年金から天引きする条例の改定であります。多くの高齢者は、少ない年金収入で生活されている実態からして、情け容赦のない、このような年金からの天引きは、高齢者いじめの一環であり、認められないことを指摘し反対いたします。

議長（西岡 正君） 他に。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） 賛成討論をいたします。

この条例改正につきましては、ただ単に、今まで普通徴収であったものが、国保の改正

に伴いまして、特別徴収の制度が新たにできたということでの条例改正であって、保険料率の引き上げとかいった話でもありませんので、反対すべき案件では全くないということで賛成をいたします。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようですから、討論を終結いたします。

これよりこれより、本案についての採決に入ります。議案第 17 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。議案第 18 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑に入ります。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） まあ、あの本改正は、70 歳以上の前期高齢者の医療費の自己負担を現状 1 割から 2 割に引き上げる条例改正であります。

確かに経過措置として 1 年間凍結ということで、平成 21 年度からでありますけども、そこでまず伺いたいのは、この凍結される 2 割負担となる前期高齢者の世帯数と、当然、対象者数ですね。このあたりを明確にしていきたい。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） 前期高齢者の世帯数、世帯主ですね、が、人数で言いますと 2,530 になります。ですから、その内、先ほど言いました 629 人が特別徴収になるということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） それでね、ちょっとまあ、これは国保会計の関係で、細かに見なきゃいけないか分かりませんが、まあ、この 19 年度の状況でいいんですけども、一応この前期高齢者と言われる人たちのね、19 年度医療給付費の総額っていうのはどういう状況になっているのか。そういう調査をされているのかどうか含めて答弁願いたいんですが。

議長（西岡 正君） 住民課長。

住民課長(山口良一君) 前期高齢者に限って、給付がいくらだったかということについては、ちょっと、そこまで把握しておりませんが。

議長(西岡 正君) よろしいですか。他に。

〔金谷君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

6番(金谷英志君) 第8条ですけれども、保険事業、この中で、町が行うための事業をする、この生活習慣病その他の疾病の予防、健康づくり運動、栄養改善、母子保健、これ事業をしなくていいようになってますけど、これに対する町の影響はどんなものでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、住民課長。

住民課長(山口良一君) これはご存知のように、特定健診なり特定保健栄養指導、こういう制度が4月から発足しますので、それに伴って4から7を抹消するということです。しかし、まあ新しい改正案で言いますと、給付のために、保険給付のために必要な事業はやっていくということですから、そこへ含めるということで理解しております。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

6番(金谷英志君) 特定健診になりますと社会保険に加入している人が、町としても、町の住民の方、その扶養家族の方については、確実に今までやっている事業が推進できるのでしょうか。

議長(西岡 正君) 答弁願います。

住民課長(山口良一君) まあ、国保以外の方についてはですね、まあ健診についても保険者から要請があれば住民の方と同じ場所で受けていただくという、そういう準備はしておりますけれども、現在のところ未だ、そういう保険の方からですね、まあ町内で受けさせてくれと言ったような依頼は、未だ1件もございません。要請があれば受ける準備はできております。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。はい、他に。
ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案についての討論に入りますが、ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 議案第 18 号、国保条例の一部改正する条例の反対討論をいたします。

本議案は、3 割負担の乳幼児対象年齢の引き上げや葬祭費の引き上げなど、改善する内容は評価できるものであります。が、重大な問題は、前期高齢者の医療費自己負担を 1 年間の凍結期間はあるものの引き上げる内容になっていることとあります。高齢者いじめと言えるものであり、また受診抑制による深刻な事態となる危険性からしても認められないことを指摘し反対いたします。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） はい、賛成の討論をいたします。

この改正は、今まで窓口負担を 3 歳から 3 割負担だったものを 6 歳に引き上げた。また、その 6 歳に達してからでも年度末である 3 月 31 日まで引き上げを延ばす。ただ 70 歳以降から今まで 1 割だったものを 2 割負担になる。そして今まで 2 万 5,000 円だった葬祭費が倍額の 5 万円になるという改正であります。現状にあった改正だというふうに思います。

また、保険事業につきましては、佐用町は現行どおり行うということとありますので、反対する問題じゃないということで賛成をいたします。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようですので、討論を終結いたします。

これより、本案について採決に入ります。議案第 18 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 賛成、多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程 19 に入ります。佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についての質疑に入ります。質疑のある方。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 本条例の改正は、根拠法が変わったことによる改正であります。それで、伺いたいのは、この根拠法が変わることによってね、何か町の福祉医療費助成制度の中で影響変化が出るようなことがあるのかどうか。この点を、ちょっと明確に聞いておきたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 今回の改正につきましては、あくまでも老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に変わるという文言修正のみであります。今のところ、これについての影響というのは考えておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

21 番（鍋島裕文君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案についての討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。これより、本案についての採決に入ります。議案第 19 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。議案第 20 号、佐用町後期高齢者医療に関する条例の制定についての質疑に入ります。質疑のある方ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） では、あの後期医療者制度の創設による町事務の条例化ということでもありますけれども、それで、伺いたいのは保険料などの減免事務については、申請受付ということになっております。この受付以外に、この減免事務に対してね、町として何かできることがあるのかどうかという、このあたりのことが 1 点。

それから 2 点目に保険証の取り上げ問題ね、これについて町として、町の裁量でね、できるような内容があるのかどうか。このあたりをまず伺います。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 今回、条例案で提出しておりますように、基本的には県の広域連合で行う事務、そしてあえて町で行う事務という形になっております。で、この町で行う事務の中に、いわゆる保険料の徴収がございます。その徴収の個別の対応については、最終決定は保険者であります県の広域連合で行うことになっておりますが、その中身の審査、それから減免、減額等の中身については、町の方で、それぞれ意見を付して最終決定、広域連合の方での最終決定という形になると思われまので、当然、住民の皆さん方の実態を見ながら、町が中に入って調査し、その中での広域連合の決定という手順を踏める対応になっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

21 番（鍋島裕文君） 取り上げなんかどないなん。取り上げは。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 取り上げについてもですね、今のところ私も考えておりますのは、町内で、国保のあります資格審査委員会のような形で個別の情報を十分管理しながらですね、最終的に広域連合の方へあげていきたいというふうに考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） それと、あと、この普通徴収の関係ですね、これの保険料の納期を、この条例では9期と、これ県に準じているんでしょうけれども、しております。この9期というのがいいとか悪いとかいう問題じゃなくって、国保税の納期との関係からしてね、この整合性という点から何か町としては、今後の方向を考えておられるのかどうか。このあたりを伺っておきます。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） はい、今回9期、7月から3月までの9期という設定をしております。これにつきましては、兵庫県が全域であります。7月からというのは、いわゆる住民税が確定した後という形です。それまでの4月からの徴収しにいきますと、あくまでも仮徴収という、仮の額を決定してという事務が入ってまいりますので、その確定した後ということで県下統一で、この9期というのを採用させていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） ちょっと待ってくださいね。他にありませんか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） ちょっと待ってください。他の方ありませんか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） この後期高齢者の今、保険料のことが出ておりますが、最初に保険

証を送られると思うんですが、もう送られてると思いますが、ちょっと関連、この条例に関連してですけども、保険証を受け取った方がね、1枚で何か頼りないということも言われるんですが、それで送って来てくれるのはいいけども、この前ちょっと言いましたけど、ついででいいということで、それは良かったんですが、良かったというか、まああれなんですけども、今度、日にちを区切って保険証の、その交換って、国保証の交換いうことがあるんですが、それと1人暮らしの人なんかは、特に老人保険証と、その国保のを持っているので、それどうしたらいいんだろうかというような、ちょっとお知らせがうまくいってないように思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、課長。

福祉課長（内山導男君） もう既に、後期高齢者の保険証につきましてはですね、全県下一斉にということで、先だって発送をさせていただきました。

私どもで、佐用町で言いますと、最初の第1期分が、約3,800人に対して、いわゆる配達記録の郵便で、これは封入作業等全て県の広域連合にやっていただきましてですね、送付しております。県下で完全な普通郵便で送られた所が神戸市と姫路市のみというふうに聞いておりますが、それ以外については、全部配達記録で発送をさせていただきました。

で、残り、いろんな当初資格調査した後の形のものが最終的なんですが、今日発送させていただき予定しております。その中で、保険証につきましてはですね、特に、これもいろんな論議があったんですが、75歳以上の後期高齢者で当然1人暮らしの方もいらっしゃる、保険証の交換の場所まで行けないという方もあったり、病院に入院中の方もいるというような形の中で、いろいろ協議の中で配達記録で送付させていただきという形をとらせていただきました。

一番、保険証が1枚ペロンと来てというのはですね、まあ保険証ですから、これ県下統一サイズでやっておりますので、これはご了解いただきたいと思うんですが、後、今までお持ちの受給者証等の関係はですね、PRもしたり、いろんな形で掲示もしておるんですが、これは本来きっちり1枚ずつお届けいただくのが本来かと思うんですが、基本的に執行した受給者証になりますので、完全に、その場で個人で処分してくださいといの、いろんな決まりの中で言えませんが、何かついでのある時に役場までお届けいただいたら結構ですという形のPRを行っております。まあ、それが徹底されてないという形なんですけど、またいろんな形でPR等は考えて行きたいと思っておりますし、各校区の老人会単位での説明会の依頼も来て今日も回っておりますので、いろんな形でPRを考えて行きたいというふうに考えてます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 何日間ぐらいで、こう交換されるのか、ちょっとはっきりしないんですけども、28日にする人なんかはね、これするんだったら、その時に説明をして渡してくれたら良かったのというような声もあるので、今度、まあ送られてしまってるので、それはもう終わっておりますが、やはり放送でも分かりやすくね、いう方法を上手にさせていただいて、今も言われましたけれども、あと未だ、これから途中で交換、75歳になる人なんかもあるのでね、そのへん分かりやすい説明で、是非知らせて欲しいと思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁いりません。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） さっき質問して答弁なかったんですが、普通徴収の納期の関係で、全件 9 期というの、それは分かっているんですけども、国保税は普通徴収 8 期ということだね、例えば、前期高齢者が普通徴収の方が国保税 8 期をしていて後期に入ったとたんに普通徴収の方が 9 期になるということになります。それはいいとか悪いとかいう問題ではなくって、納期の整合性とかいう点からね、国保税との検討をされているのかどうか、そのあたり、ちょっと質問したんですけども。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） この普通徴収の納期につきましてはですね、これも県下でいろんな対応がありました。各支所によって、それぞれの納期をですね、均等に分けられた所もありますし、それぞれの町の独自の市町の独自で納期設定されておりましたので、いろんな調整の中で兵庫県では 1 回の負担額ができるだけ少ない額という形で、最高の税の決定以後、最高の 9 期というので採用させていただいたというのが経過であります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

21 番（鍋島裕文君） だから、国保税は検討してないか聞きよんやけど。

議長（西岡 正君） いいですか。鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） だからと言って、国保税どうのこうの検討はされてないんですね。

議長（西岡 正君） はい。

福祉課長（内山導男君） あの、全般的には、県下一番どういう形が望ましいかという県の広域連合サイドでの検討が主な形になりましたので、この町独自において、佐用町独自において、佐用町の国保税の納期等という検討は行っておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。
ないようですから、質疑を終結いたします。
これより、本案について討論に入りますが、ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 議案第 20 号、後期高齢者医療に関する条例の制定についての反対討論をいたします。

本議案は、後期高齢者医療制度の導入による条例制定であります。この制度は高齢者以上に、差別を持ち込むものであり、高齢者いじめの最たるものであります。本制度は中止撤回すべきことを指摘し、反対いたします。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） この条例も後期高齢者医療、広域連合の設置に伴う保険料の支払の納期を定める必要に迫られたための制定する条例であって、佐用町が広域連合に加入しないのならば、広域での高齢者医療を認める以上反対する理由はありません。賛成をいたします。

議長（西岡 正君） 他にございますか。

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、本案について採決に入ります。議案第 20 号、佐用町後期高齢者医療に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。議案第 21 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案について討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、本案についての採決に入ります。議案第 21 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。暫く休憩をしたいと思います。再開を 11 時 15 分といたします。

午前 11 時 03 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

議長（西岡 正君）

はい、それでは、休憩を解き再開をいたします。

日程第 20 . 日程第 21 ないし日程第 31 について

- 日程第 21 . 議案第 27 号 平成 19 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出について
日程第 22 . 議案第 28 号 平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について
日程第 23 . 議案第 29 号 平成 19 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 24 . 議案第 30 号 平成 19 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 25 . 議案第 31 号 平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 26 . 議案第 32 号 平成 19 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 27 . 議案第 33 号 平成 19 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 28 . 議案第 34 号 平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 29 . 議案第 35 号 平成 19 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 30 . 議案第 36 号 平成 19 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 31 . 議案第 37 号 平成 19 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（西岡 正君）

日程第 20 に入ります。日程 21 号ないし日程 31 については一括議題といたします。

議案第 27 号、平成 19 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出について。

議案第 28 号、平成 19 年度国民健康保険特別会計補正予算案(第 4 号)の提出について。

議案第 29 号、平成 19 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について。

議案第 30 号、平成 19 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について。

議案第 31 号、平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について。

議案第 32 号、平成 19 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について。

議案第 33 号、平成 19 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 34 号、平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について。

議案第 35 号、平成 19 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 36 号、平成 19 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について。

議案第 37 号、平成 19 年度佐用町水道事業会計補正予算案(第 2 号)の提出についてを議題といたします。

議案の提案に対する当局の説明は、3 月 4 日に終了いたしておりますので、各議案ごとに質疑・討論・採決を続けて行いますのでよろしくお願いをいたします。

議案第 27 号、平成 19 年度佐用町一般会計補正予算案の提出について、質疑に入りますが、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長(西岡 正君) 岡本安夫、ええ、岡本義次君。ごめんさない。

4 番(岡本義次君) ページ 8 ページですね、県民緑税の 10 番ですね。この分につきましてですね、これにつきまして今年度こう 131 万 5,000 円となっておりますけれど、これ昨年なり、いつからですね、佐用町に交付税として入った分はですね、金額は、どういうふうに移してですね、どういう内容で使われたんかどうか、ちょっとお願いします。

議長(西岡 正君) 答弁願います。

〔税務課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、税務課長。

税務課長(上谷正俊君) ただ今、ご質問のありました県民緑税交付金についてでございますが、今回、131 万 5,000 円の補正を計上をさせていただいております。この件につきましては、平成 18 年度から県民緑税を徴収をいたしております。これにつきましては、町県民税に県民緑税を加算いたしまして徴収をいたしております。全額を県に納付をいたしております。それにつきまして、この度の交付金でございますが、こういった県民緑税の賦課、課税にかかります課税データの整備費、そういった点につきまして、県の方から市町に対して交付されるものでございまして、131 万 5,000 円の内訳についてでございますが、各市町の均等割額が 100 万円。残りが納税義務者割りということでございまして、佐用町の納税義務者割りが 31 万 5,749 円という額になっております。これにつきましては、そういった県民緑税の課税のスタートに当たってのシステム整備費と、そういったことに関しましての交付金でございまして、今年度限りの交付金となっております。以上です。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、岡本義次君。

4 番(岡本義次君) そしたら、これ今年度で 131 万 5,000 円初めて、これが、このシステムとかスタートのことでもらったということで、普通一般言われておる里山整備とかの

県民緑税とは、これ別個のものなんですか。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） ただ今、お尋ねの県民緑税の使途の状況についてということについてのお尋ねかと思いますが、私の方で聞いておる範囲でご説明をさせていただきたいと思っております。

県民緑税につきましては、県税全体におきましては、全体で 18 億 7,100 万円の税収があったということでございます。その内、事業費と、事業、県民、事業支出分といたしまして 18 億 7,600 万円。また今回の徴収取扱費市町交付金といたしまして、1,000。ああ、失礼しました。1 億 9,000 万円の支出をするということでございまして、事業支出につきましては、災害に強い森づくり事業につきまして 12 億 3,200 万円。県民まちなみ緑化事業につきまして 4 億 4,400 万円。そういった内訳の事業が実施をしておるということでの報告を受けておるところでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） その内訳今聞かせてもらったんですけど、これについては、何か時限立法でですね、5 年間とかいうようなん聞いておりますけれど、それらについては、今度ですね、同じような格好の中でですね、継続していくという解釈でいいんですか。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

〔「農林振興課長」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 農林振興課長ですか。はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） そのあの、継続というのは、まだはっきりしてませんけれども、農林振興課の方ではですね、緊急防災林整備事業、山をですね、災害から守るような間伐、（聴取不能）土留め、そういったものをですね、こういう県民緑税を利用して事業を実施しております。

まず 7 ページお願いします。7 ページの固定資産税の関係で、滞納繰越分 3,300 万円。当初は 3,130 万円です。3 号で 1,000 万円、約 7,400 万円程になりますけども、これの件数と回収最高額はいくらぐらいになっているのか、1 件当たりですね。それが 1 つ。

続いて 9 ページお願いします。9 ページの民生費負担金外出支援サービスの関係でタクシー運賃助成事業利用負担金当初 100 万円です。65 万補正ですから 165 万円。これの旧町別の利用状況、続いてさよさよサービスの利用負担金、当初 600 万円です。今回 240 万円減額で 360 万円、これも旧町別の利用状況はどうなっているのか、このあたりをお願いします。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） お尋ねの中の第 1 点目の固定資産税の滞納繰越分、この度 3,300 万円の税収見込みを計上させていただいておるという点につきましてのご質問についてお

答えをいたします。この件につきまして、当初予算、またこれまで補正合計いたしまして、滞納繰越分の税収見込みを7,430万円というふうに現段階では見込んでおるところでございます。これにつきましては、前年18年度の滞納繰越分として繰越をしております3億8,948万8,368円の滞納繰越分に対しましての税収見込みということで、滞納分に、今から見ますと約19パーセントの徴収率ということで徴収率そのものとしたしましては、非常に低位に位置しておるといってございまして、現在も、この徴収に全力をあげておるところでございます。

で、件数、全体の件数につきまして、私、把握をいたしておりませんので、ご説明を割愛させていただきたいと思いますが、この7,430万円の内、1社がリゾートスポーツ関係の会社分でございます。で、だいたい、その占める割合が約77パーセント、額にいたしまして5,700万円を当該関係会社の、この滞納繰越分の税収として見込んでおるところでございます。

〔福祉課長 拳手〕

議長（西岡 正君） 福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 続いてお尋ねの外出支援サービスの状況なんですが、今回、それぞれ補正を挙げさせていただきました。

タクシーにつきましては、65万円の追加で、約今年度、それ以後の見込みもありまして、今年度の、この利用負担金、タクシーの分につきましては、約170万相当になるのかなという予定をいたしております。

それから、いわゆるさよさよサービスにつきましては、当初600万円の予算化をさせていただいておったんですが、この3月末でおそらく400万円ぐらいで、今回240万の減額を出していただいておりますが、40万ぐらいは多く入るのかなという見通しを持っております。

何分にも、昨年の2月に制度がスタートしまして、初めての通年の予算計上という形で、こういう形で補正の方で調整をさせていただきました。

それで、まずこれの利用状況でご説明申し上げたいと思うんですが、いわゆる旧町単位でということですので、タクシーの利用につきましては、あくまでも、これちょっと3月が未だ集計できておりませんので、2月末の数字ということで、約旧の佐用町分が、750万程度になっております。それから、あくまでも、これタクシーのだけの分です。それら旧上月では、上月では450万。それから南光では170万。それから三日月でも同じ170万ということで、合わせまして2月の末現在で、タクシー業者に助成でおしはらいしている、その助成額の方が約1,500万と少しの金額であります。この利用状況に応じて、だいたい、この売上といいますか、利用券を購入していただいた分も、また年度末には、きっちり旧町別に調整をしたいと思っております。タクシーの利用者数が、約2月の末で1万5,000件であります。

それから、続きまして、そのさよさよの形で言いますと、今までの利用者につきましては、旧佐用が約2,000件、2,100件程ですね。それから、上月が2,200。それから旧南光が4,200。それから旧三日月が1,200程で、これも1万件を若干。まあ、これは、すいません、このさよさよにつきましては、ちょっと行き先等の集計の関係で1月末までの集計しかできておりませんが、そういう形の中で、年間の利用人員が、このさよさよにつきましても、約1万2,000人になるというふうに見込んでおります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

4 番（岡本義次君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。ありませんか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 今回の件に関連をしてお尋ねしますが、今、旧町ごとに言われたんですけども、曜日で言うと、どういうふうになっておりますか。お願いします。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） あくまでも、いわゆるさよさよの分の曜日別ということですね。

5 番（笹田鈴香君） はい。

福祉課長（内山導男君） さよさよの分の曜日別ですと、さっきも言いましたように、いわゆる1月の末までの数値でということで、ご了解いただきたいんですが、ええっと月曜日が約650件。それから火曜日が、これは4月当初からずっと曜日別に集計した数値であります、火曜日が約2,700件。それから水曜日が1,000、約1,000件ですね。それから木曜日が2,800件。金曜日が1,050件程ですか、約1,100件余りになると思います。それから土曜日が1,600件程度で、若干、まだ曜日によって当然バラつきはあるんですが、前にもお答えしましたように、いわゆる佐用・上月地区、月水金の利用者が徐々には増えてきているんですが、まだ若干バラつきがあります。ただし、これも、特に旧佐用町地区、佐用地区につきましては、谷がありますので、非常に1人の方に1台、それぞれの地域別に運ぶという形になりますので、車の稼働率から言いますと、随分差が埋まって来たというふうに理解しています。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） あの、まあ今聞かせてもらいますと、本当に月水金と火木土が、こう分かれておりますが、それでですね、利用される方の、その月水金に利用される方なんですが、そうした人の声を聞きますと、催し物というんか、高齢者大学とか、そういった催し物が火木土に多いということで、曜日を変えて欲しいという、その意見もあるんですけど、やはり曜日を変えたりすることによって、紛らわしくなるのでね、これから、そういった人のためにも、また他に、反対に火木土でも、例えば病院行く人が予約が月水金しか行けないので乗れないと。利用できないと、そういった声もありますが、そのへんを徐々に利用者も増えて、本当に福祉の向上につながっていると思うんですが、そういった意味

も考えて、これからますます利用を増やす意味でも是非毎日運行をねお願いしたいと思うんですが、そのへんはいかが、これからの検討課題としてお願いしたいんですが、どのようにお考えでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） その曜日の運行につきましては、ご指摘のようにいろんな要素が絡んでまいります。特に、旧三日月のいわゆる老人大学等は、このさよさよの利用日に合わせるようにということで、曜日の変更をしていただいたりしながら実施をしております。で、まあ、前にもお答えしましたように、やはり毎日運行になりますと、いわゆる倍以上の車輛が要るということで、その経費等の問題も出てまいりますので、いろんな形の中で協議をしながらですね、今後の方向を進めていきたいと思うんですが、当面は、この形で、非常にまあ原則として、基本的に、通院、医療機関にかかっているのが第1番、そして日常生活の購入をですね、用品の購入も何とか高齢者の皆さん方に確保するためという、最低レベルと言ったらおかしいですけども、そのレベルでの運行を考えておりますので、当面は、この形でやらしていただきたいというふうに考えてます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 今、先だって、農林水産、振興課長の方がですね、強い山づくり県民緑税の分ですね。これについて、どう言うんですか、佐用町にいただいた金額等、何ヘクタールぐらい整備されたんかいうことをですね、年度的に分かれれば。
それと10ページですね25番の土木使用料、20番の改良住宅の の21万8,000円、その下の25ですね、滞納の10万円、これらについてですね、できれば場所と件数ですね、その内訳をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 19年度、20年度の予算化させていただきとう内容を、ちょっと報告させていただきたいと思うんですが、これは10分の10が県民緑税でですね、防災、緊急防災林の整備事業ということで、計画しております、約60ヘクタール、事業費で言いますと1,700万の予算をしております。19年度につきましても、それに近い数字でですね、県の方からも計画をさして、実施さしていただいております。19年度については、ちょっと資料を持ってませんが、20年度の事業として、同じような計画をさしていただきたいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） ええっとですね、土木使用料の20番でございますけれども、これにつきましては、改良住宅対象戸数35戸の内ですね、いや、ごめんなさい33戸、これが当初の使用料の見積でございました。年度途中に1戸空き家ができて、その分が減ったというふうにご理解いただきたいと思います。

25番につきましてはですね、18年度末ですね、昨年1年前、この時点で1名の方の

ですね、滞納が約 31 万程ございました。それが 19 年度にご理解をいただいて徴収をさせていただいたと、その分が増えましたので、当初 5 万と予算としておったのをですね、10 万増やしたということでございます。

議長（西岡 正君） よろしいですか。はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 21 ページですけれども、合併体制整備事業費の中で公園整備業務委託料 472 万 5,000 円、これ 1 号補正で 472 万 5,000 円補正されて今回全額の減額ということですが、合併支援ということで交付金が（聴取不能）されて、この全額の理由は何でしょうか。減額の。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。財政課長。

財政課長（小河正文君） はい、あの合併体制整備事業の関係なんですが、これ 1 月にですね、臨時議会で提案させていただいて、これ 100 パーセント補助の関係なんですが、これが 1 月臨時議会補正、そしてその後ですね、国の方において金額的に 500 万以下の金額につきましては不採択と、19 年度の分については、まあこれ不採択になった。

〔「採択？」と呼ぶ者あり〕

財政課長（小河正文君） 「ふ」不採択ね、そういう中で、これにつきましては、また 20 年度予算の中で、今後、国の方へ申請させていただいて、また補正等で対応させていただきたいというふうに考えております。あくまでも国の方において早急に挙げるようにという県の指導の下で 1 月補正、そして不採択という結果になったという中で、落とさせていただいております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） 金谷英志君。

6 番（金谷英志君） その合併の推進の交付金についてはね、その枠があって、それは課長の答弁でも前の答弁は、その枠は確保されるという中で、その採択ということですから、今度新しくメニューを変えて、また申請を挙げられるということなんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） 以前にも、話させていただいておりますように、佐用町の枠の中でですね、一応、計上させていただいてですね、それを年度ごとに計上させていただいておるという中で、今回、この公園の関係、これは何も名称変えずに、そのまままた 20 年度の申請の中で計上させていただきたいというふうに考えておりますし、また、一応、予定の方で、この分は計上させていただきます。

以前話させていただきましたように、その期間の関係、当初、3年、5年というような中で、合併の以前、鍋島議員からのご質問あったと言うんか、その中で答えておりますように、これはまあ、合併特例債との期間と関連してまいりますので、一応、その期間に合わせるというふうにこれも変わっておりますので、ここ1年、2年でなくなるものではないというふうに思っております。そういう中で、また計上させていただきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

6番（金谷英志君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 21ページ、一般管理費の災害補償費で遺族補償費と、それから2点目は、37目まちづくり推進費の地域づくりアドバイザー謝金の減額、それから23ページの15目委託料不動産鑑定評価委託料の減額、これについて説明をお願いします。

議長（西岡 正君） 答弁願います。一般管理費。まちづくり課長ですか。

まちづくり課長（南上 透君） はい。

議長（西岡 正君） はい。

まちづくり課長（南上 透君） そしたら、まちづくり課の分につきまして報告させていただきます。

21ページの8節の報償費でありますけれども、地域づくりアドバイザー謝金42万円と大きな減額なんであります。この分につきましては、あの、今年度まちづくり計画を地域協議会毎に策定するというところで、講師を1回4万5,000円ということで、それぞれ13協議会で計画をいたしておりました分であります。その分が実績で講師を呼ばずに計画策定なりをしておりますので、その分が減額となりました。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） それでは、21ページの遺族の補償費ですけれども、これが（聴取不能）でしたか、平井さんの関係の分の年金の額が14万2,533円に確定したための減額でございます。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） 23ページ賦課徴収費の委託料、不動産（土地）鑑定評価委託料の319万8,000円の減額についての説明をさせていただきます。これにつきましては、ご承知のとおり固定資産につきまして3年に1度の評価替えがございまして、次年度21年度

の評価替えに向けまして年次的な取り組みを行っておるところでございます。

で、それにつきまして、この19年度におきまして、標準宅地、これはこれまで合併前からの取り組みの中です、229地点で標準宅地を選定をしておりました。内訳につきましては、旧佐用町が、佐用地域が70地点。上月地域が54地点。南光地域が51地点。三日月地域が54地点といったような状況がございまして、こういった新町になって、こういった標準宅地をどう見直すかということにつきまして、委託をいたしております不動産鑑定士等の合議によりまして、この229地点から39地点を廃止いたしまして、また2地点の変更、1地点の追加を行いまして、合計38地点の減によりまして191地点によりまして、鑑定評価を行っております。この20年度に、引き続き20年度の路線化等の取り組みに結び付けたいということで取り組んだことによりまして、こういった減額を生じておるものでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 最初の遺族補償費ですけど、そのまあ、確定が14万3,000何がしですが、その理由ですね、算出根拠、その年金の概算で出して、確定があったので、減額ということを言われたわけですね。それは、約これだけと言うんか、こう決まってから計上するっていうようなものではないんですか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） 一応、当初予算で16万9,000円置かせていただいて、向こうの決定で14万2,533円という金額が来まして、ここで2万7,000円減額をさしていただきました。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

20番（吉井秀美君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） ええっとですね、18ページ25番の雑入のところですね。あの、物件の移転補償費、これ90万6,000円。

それから、その下の24万7,000円。これらについてですね、内訳説明。

それと、ええっと、21ページ10番の一般管理費の4番の共済費、職員の共済組合の追加費用ですね、586万8,000円の減額理由をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） そしたら 10 節の雑入の中の物件移転補償費の内訳でございます。90 万 6,000 円。この分につきましては、三原線と言いまして、部分の町道の拡幅工事が行われておりますけれども、その部分に対しまして、町道でしたか、県道でしたか。

〔「町道です」と呼ぶ者あり〕

まちづくり課長（南上 透君） 町道の分の拡幅工事に伴いまして光ファイバーの分の移設分が出てまいりました。その分が 118 万 4,000 円ということで、それを町の方へ受け入れております。

それから、減額の 27 万 8,000 円あるわけですけれども、それは平福の街路灯の移設工事でありまして、当初 99 万計画しておりましたけれども、27 万 8,000 円の減額ということで最終清算ができるので、その分のことでございます。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） 共済費の職員共済組合負担金追加費用、この分につきましては、職員が当初予算で見込んでおりました人数より、途中で対職等の人数が増えたための減でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。あっ、すいません。農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 18 ページの真ん中の土地改良事業（下秋里戦地区）事務受託収入 24 万 7,000 円につきましては、地元施工で下秋里ほ場整備されております。その事務については、農林振興課の方でやっておりまして、まあ県単の補助事業でやっております。その補助対象事業費を町の事務費の方へ入れていただいて、事業を進めておるといふことで補正させていただきました。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） そのやつはもう今年度で、19 年度でもう完了ということでもいいんですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 一応 19 年度で工事の方は終わりになりますが、後、換地処理事務がですね、20 年度、予算化させていただいておりますけれども、そういった事務が、残っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） 岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 今、総務課長の職員の減った分での金額ということでございますけれど、その職員の減った数は何ぼ。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） あの、ちょっと当初の、ちょっとその、置いた人数は、ちょっと分かりませんが、19 年度で現実、職員は、退職、いろいろな形の退職で 19 人ございました。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、あの、先ほどの吉井議員との、ちょっと関係で、21 ページの遺族補償の関係、これ、あの平井さんが、公務災害認定された時に、連絡会で報告あったのは、遺族補償、災害補償金で 851 万円、それから遺族補償金で毎年 40 万円というような連絡会の報告ありました。で、平成 20 年度も、この補償金が 40 万円になっておるんですけども、この年によって遺族補償金というのは変わってくるのかなというふうに思ったんですけども、そのあたりは 40 万円から 16 万円と偉い少ないなというふうに思うんですけど、その説明を 1 点。

それから 25 ページお願いします。25 ページの高齢者福祉費の関係です。先ほどの外出支援の関係で伺いたいのは、賃金 7 で臨時職賃金が当初 1,872 万 8,000 円で 175 万円減額ということでありまして。これ全て、さよさよサービスの運転手とは限らないかもしれませんが、それで、この中のさよさよサービスの賃金がいくらであるかということ。

それから需用費の燃料費が当初 390 万円で 50 万ということは、これは仮にガソリン代としたら 340 万というふうになりますけれども、これらの数字から明らかにしていただきたいのは、さよさよサービスの 1 台の運行経費ですね。以前、外出支援の契約の時に出示されましたけれども、この 1 年間やってみて、つまり運行経費は、車購入代は別として、人件費と燃料費、これで運行経費を出してましたけども、1 台当たりの運行経費はどうなるのか、5 台ですから、相場がいくらかということは出てまいります。

それから、利用者収入については、先ほど、約 400 万円というのがありましたので、出てきますけれども、そのあたりの算出をお願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、総務課長から。

総務課長（達見一夫君）　　ちょっと、あの、細かいことなんで、調べさせていただきます。

21 番（鍋島裕文君）　　はい。

議長（西岡　正君）　　はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君）　　25 ページの高齢者福祉費の臨時職員の賃金が 175 万円の減額につきまして、さよさよの分も含む臨時職員の賃金の清算でありまして、特に、さよさよだけ申し上げますと、19 年度さよさよの運転手の賃金は 1,344 万円を想定いたしておりました。で、祭日等の利用、祭日等の関係もあったり、それから極端に少ない日によっては、4 台で回すというふうな運行の張り付け等もいたしておりますので、この 20 年度の予算につきましては、約人權費を、賃金を 1,172 万円という精査した金額で計上する予定にいたしております。で、これにつきましては、時間単価、運転手につきましては、時間単価 1,000 円の 8 時間労働ということで、日数等の計算をいたしております。

それから、燃料費につきましてはですね、約これも車輛によって、それぞれ燃費等の関係で違うんですが、約 1 ヶ月のガソリン代、燃料代を 6 万円想定をいたしております。これにつきましては、当然、走行距離等によって違って来るんですが、19 年度は当初燃料費だけで 390 万程予定いたしておりました。今回、燃料費の高騰にもかかわらず予定していた燃料費が要らなかったというようなこともありましたので、約 50 万円の減額なんです。20 年度につきましては約 360 万程、丁度 360 万円を燃料費として想定をさせていただきます。

ちょっと、車の整備費等がありますので、その 1 台当たりの運行経費というのが、ちょっと手元にありませんので、20 年度の予算で言いますと、このさよさよの運行にかかわる車輛経費とそれから合わせまして、運転手の研修等がありますので、これが総額で 3,500 万を想定いたしております。

議長（西岡　正君）　　はい、よろしいですか。はい、他に。

〔岡本義君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君）　　14 ページのね、25 番の農林水産業の委託金の 211 万 8,000 円。県の地籍調査の委託金ですね、これ何でこんだけ少なくて、少なかったという理由と、それから 21 ページ、公図の整備 36 番ですね、472 万 5,000 円、これらについてもですね、どうしてこういうふうに金額が減って来たかという。

〔金谷君「さっき僕が聞いたやつ」と呼ぶ〕

〔「不採択になったというやつ」呼ぶ者あり〕

4 番（岡本義次君）　　ごめんごめん。すいません。

議長（西岡　正君）　　それでは、答弁願います。

〔福祉課長 拳手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） すいません、私、今、さよさよの経費を3,500万というて申し上げたんですが、これにつきましてはタクシーの運賃等も入っておりますので、さよさよの分だけの経費で言いますと、約1,700万想定というふうに訂正をさせていただきたいと思えます。

ですから、5台で、ですから、5台で割り振りしますと、年間の1台当たりの維持経費が約330万、330万から340万程度になるというふうに、ちょっと訂正をさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔鍋島君 拳手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) まあ、あの1,700万円くらい掛かって、400万円の収入ということ、意外と経費は掛からないなというのが率直な感じなんですけれども、そこでちょっと聞きたいのは、その先ほどの運転手の賃金で10人の方で、1,170万ということは、1人当たり117万円ということですか、いうことであります。

まあ、毎日じゃないという事情がありますけれども、その当たりの賃金としてね、今の10人抱えておられる、抱えている運転手の方の待遇としてはどうなんだろうと、金額的にも少ないなという感じがするんですけども、そのあたりの関係で運転手の方から、いろんな要望やら何やら、そういった問題は出ていませんか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） これにつきましては、運転手につきましてはですね、当時、合併前の旧南光でやっていた時からの経過なんですけど、1つは、定年退職等をされた形の中で何とかという形で、完全な常時雇用という形態はとっておりません。ですから、今でも、まあ通常は2日に2度の勤務で、基本的には、その年金プラスある程度のもん、小遣いって言ったらかかしいですけども、そういう形の中でご協力いただくというのをテーマにしてまいりました。だいたい、まあ月に言いますと約10万円程度になるのかなと思うんですが、他に、現行の運転手の中には、当然、そのように通常の勤務を退職された後、応募されて来た方もいらっしゃいますし、また別の仕事を持ちながら、こちらの方に来ていただくという形もありますので、まあ、いろんな、そして、やはり倍の人数を抱えているというのはですね、どうしても体調の都合、それから近隣の観光葬祭等があって、休まれる場合も出ておりますので、その方達の交代要員という形で、運転手さんの待遇についてどうかというようなぼやきも当然あるかなと思うんですが、そういうような要件の中で募集して応募していただいて採用しておりますので、当面は、こういう形が続けられたらなというふうに考えております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） 平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 歳入は 13 ページで歳出は 30 ページで挙がっている妊婦健診の関係ですけれど、まあ年度の終わりということで、実績というか、最終的なまとめだと思うので、今年度、19 年度はどういう実体かというのをお聞かせ、説明をお願いします。

それから、歳入 15 ページの不動産、財産売払収入、不動産売払収入の土地代金の 628 万 8,000 円について、この内訳というか内容の説明をお願いします。それが 2 つ目です。

それから、ええっと、とりあえず、その 2 点をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） はい、妊婦健診につきましては、前期、後期上限 1 万 5,000 円ということは、もうご存知のことと思いますけれども、それで、1 件当たり前期分につきましては、1 万 2,300 円ぐらいになっております。平均しましたら。それで、妊婦さんにつきましては、110 件ということで挙げさせていただいております。

それで、後期につきましては、1 件当たりの平均単価が 1 万 1,350 円ということで 110 件ということで挙げさせていただきまして、それで、こういう結果になります。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。財政課長ですね。はい。

財政課長（小河正文君） 15 ページの関係の土地売払収入でございますけれども、この分につきましては、1 件目は、口長谷に旧の長谷村の土地がございました。それは、佐用町名義という中で、これは地目が田、現況畑ですけれども、農地の関係、これが 69 万 3,000 円余りと、それから米田にあります岡尾委員の関係で、もう 1 件出していただいたのが 483 万 9,000 円余り。それから法定外の公共物の売払部分が 99 万 4,000 円余りとなっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 最初の、妊婦健診の関係については、実態に合わせて減額ということに、2 回、前期後期になるんですけれども、新年度の予算審議の中では、その回数を増やしていくという回答をいただいているんですけれども、予算的には、件数にもよりますけれども、1 年間で、そのどういう財源内訳と言ったらあれですけれども、なるんでしょうか。県の方の支出もどのような、新年度からどうなるのかということも合わせてお願いします。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 20年度の予算の時に説明させていただきましたけど、県の予算は、回数2回以上、それから、回数2回以上ですね。それで、1万5,000円が上限でございます。それで21、22、23、24まで、ちょっと今資料持ってないんですけども、一応やっっていくということで、それで、その都度、その年度によって、5,000円ずつ、どない言うてええんか、ちょっと待ってください。ちょっと調べさせてください。

年度によりまして、例えば、佐用町の場合は、前期後期ということで、県のあれでやっておりますので、3万円、今、予算を置いております。3万円の予算でいきましたら、23年度までは1万5,000円。上限1万5,000円いただきます。その24年度につきましては、3万5,000円に持って行きましたら、1万5,000円と。3万円のままでしたら、若干1万2,500円ぐらいになりますか。そういうふうには減るということでございます。

議長（西岡 正君） はい、平岡議員よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） まず、じゃあ、14ページ、1点目、14ページの教育費委託金で県立昆虫館管理委託料、当初300万円で、106万円減額ですから、200万円程になっているんですけど、これ伺いたいのは、従来500万円出ていたのが、地元がどうしてもと言うからということで、19年度、聞きようによっては恩着せがましく6割の300万円出すというふうに県が、そういう配慮したということで、聞いてたわけですけども、最終的には4割になったと。200万円ですから、500万円ね。

最初に言った、その6割の300万円というのは、いったい何だったのかというふうに思うわけですけども、ああいう物は、そういった契約や何やらで、きちりされていたんじゃないかというふうに思うんですけども、そのあたりの事情について説明をお願いします。

それから、後、28ページもう1点は、保育園費の職員手当、こちら時間外勤務手当が当初598万からすれば、約半分程、債務補正もありましたけれども、見えなくなっています。その時間外勤務手当の関係で言えば、後学校関係もね、時間外勤務手当をかなり減額しておるんですけども、これは何か特別な、そういった時間外勤務手当の私道をされているのかどうか、そのあたりのことと、必要のない時間外は勤務はする必要ないんですけども、これによってサービス低下等っていうような問題は起きてないのかどうか。そのあたりの内容について2点をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 昆虫館の管理委託料の関係ですけども、当初、300万の経費を計上していった段階では、県と、その委託料についての明確な、その内容の委託契約書を結んでおりません。従来も、その年度途中で実績を見ながら年度途中で県の予算の範囲内で委託契約結ばせていただくということで、さしていただいています。で、今回につきましては、19年度につきましては、いろんな存続とか、そういう面の廃止とか協議の中で最終的に県の予算の中で契約を結ばせていただいた。これはまあ、町の方から言うよりも県の方が、県の予算の中で提示されたのが193万4,000円ということで、それに基づいて今回の減額ということなんです。

議長（西岡 正君） 総務課長ですか。

総務課長（達見一夫君） 時間外手当につきましては給与の該当の総給料の5パーセントを当初予算に置いております。それで現実時間外がなかったということで、その分を減額して、別段こちらの方から少なくするような、そういうことはありません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 14ページ45番の災害復旧の県の補助金ですね、現年分の発生農林とか過年分、その下の森林災害の復旧対策ということで、それぞれ1,700万とか795万4,000円とか2,881万5,000円拳がってございますけれど、これらについては、もう今年度、いわゆる何ヘクタールやってですね、もうこれで済んだんかどうか、もし残ってあるのであれば、金額と何ヘクタールぐらいたるんかということ。

それと、その下ですね、今さっき言いました、25番の農林水産業のですね、地籍調査の委託金の分の211万8,000円の、この分についての減額の理由ですね、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） まず災害復旧の現年発生災害復旧、これにつきまして、1,761万5,000円。これにつきましては、林道災害でございます。それで、一般災害ですと、国の補助が6割でございますけれども、激甚指定を受けましたので、12月に決定をしたと思います。それで補助率が林道は91.6パーセントになっております。国の補助率が。そういうことと、それから査定時にですね、査定範囲をちょっと落とされたんですけども、再度、それがですね、復旧していただきまして、それも対象になりましたということで、林道部分で、1,761万5,000円増額していただいております。

また、過年発生につきましては、農地、農業用施設の災害復旧ですけれども、これにつきましても、当初、見えない所がですね、災害の査定、対象事業費が増えましたので、その分の補助率が増えております。農災につきましても、施設は60パーセントですけれども98.6パーセントということの補助をいただいております。

それから、その下の森林災害復旧対策事業の2,881万5,000円ですけれども、これも災害のですね、風倒木の災害も国、県の補助率がですね3種類に分かれております。激甚、指定、それから一般災害、そういったことで県との調整もさしていただいております。それで、20年度、いや19年度につきましては、まあ調整させていただいて総事業費がですね、面積にしますと、19年度で約300ヘクタールの造林をしております。この災害につきましては、20年度がですね、約20ヘクタール、新年度予算にも、ちょっと20ヘクタール分を県と調整させていただいて、植林、被害地の植林ですけれども、その分で予算化させていただいております。それが済めば、風倒木の事業としては災害復旧は終わりということになります。

議長（西岡 正君） はい。

地籍調査課長（船曳利勝君） 県営地籍調査事業委託金でございますが、これは県との最終調整による清算のためでございます、主に委託料の入札減が主でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですね。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 22 ページの情報通信整備事業費 52 の内の負担金補助及び交付金の 400 万の減額について、その内容を説明していただきたいと思います。

それと、もう 1 点は、先ほどご回答いただいた妊産婦健診のことなんですけれど、県が 2 回以上で 1 万 5,000 円を限度に、まあ補助をしてもらえるということなんですけれど、町が、その継ぎ足しをして、いわゆる 3 万円の予算、前期後期合わせて 3 万円の予算化で現在は、前期後期それぞれ 19 年度は 2 回だけれど、20 年度については、その予算の範囲内で 5 回にするという、実態としての、ちょっとね、丁寧に説明していただいたんですけど、分かりかねたので、申し訳ないですけど、もう 1 回、その説明をしていただきたいんですけど、回数が増えることによって、県の方の補助の関係が変わるとか、そういうこともないのか、ちょっとその、（聴取不能）を、110 件、19 年度の場合は利用、利用と言うか、実態があるということなんですけれど、そういった点、もう一度お願いします。

議長（西岡 正君） まちづくり課から先。

まちづくり課長（南上 透君） 19 節の負担金でございます。減額の 400 万でございますけども、この分につきましては、光ケーブルの設置に伴いまして、共聴受信の撤去の費用の負担金補助で補助額の分を計上しておりました分が、当初 1,250 万、2,500 戸掛ける 5,000 円ということになるんですけれども、それを見込んでおりましたけれども、19 年度中に出てきましたものを、実績を勘案しまして、3 月末までにできるものを整理をいたしまして、今回減額をしております。また、残りについては、20 年度で工事をされると思います。以上です。

健康課長（井村 均君） 先ほど、申し上げたんですけれども、今回の改正につきましては、その県の方は、その 2 回以上が最低要件であるということをおっしゃっています。それで、20 年度の予算につきましては、本町におきましては、町で 1 万 5,000 円持っておりますので、3 万円の事業ができます。県の方も今度は上限と言わずに、その契約という形でやれというような指示も来ております。そういった関係で、2 回、県の 2 回というのは、前期後期というのは、今回振り分けておりません。2 回以上せいということで、それで、本町におきましては、今、考えておりますのが、前期 1 回目 1 万円、それから 2 回目 5,000 円、それから後期 5,000 円、5,000 円、5,000 円 3 回ということで、計 5 回を考えております。

先ほど、減額のところで申し上げましたように、今までの上限でしたら、1 万 2,500 円とか 1 万 3,000 円とかという数字が出て来まして、その妊婦さんにしたら健診、上限が 1 万 5,000 円であるけれども、実際に使われておるんが 1 万 2,500 円やということで、その差額が前期後期で 5,000 円ぐらい出てきますね。実施の内容によりましてね。高い時と安い時がありますので、それを今回は、5 回に分けることによって、まあその差額がだいたい埋まるような形で妊婦さんにも、十分利用していただけるんじゃないかということで考

えております。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 先ほどの共聴の受信施設の撤去ですけれども、その全体の2,500戸というのは、もう確保されて3月末までに終われなかったということですが、三日月・南光分ですけれども、その撤去についてはね、いつまでもということない、その空き家とかあって、その人の話し合いもして、その3月末までい間に合わなかったということもあるんですけれども、ずっと、いつまでもということではないと思うんですね。いつまで撤去したいで、町がこだけ補助するというので説明もあったんですけれども、その2,500戸については確実に、それは撤去の期間というのはどういうふうに言うておられますか。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） その想定の方は、三日月・南光地域を想定した予算の挙げ方しております。その中で実質組合の中でお話をされまして合意をされて、どこに頼んでどういう形でやるということで申請を挙げられて実質の工事をされて完了したものが、3月末で見込みを立てましたので、差額を減額させていただきます。それで補助につきましては2年間ありますので、もう1年の中で、後の分につきましては3月末に間に合わんだものは翌年の中で申請を出されて来ると、工事をされるというふうに解釈しています。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 22ページなんですが、15節の防犯工事費なんですが、マイナス27万7,000円。この内訳をお願いします。

それと細かい数字ではあるんですが、26ページです。26ページの訪問利用サービス事業委託料、これも減額になっておりますが、この内訳をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。健康課ですか。はい、健康課。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課。

まちづくり課長（南上 透君） すいません。この27万7,000円の減額につきましては、先ほど収入の方の雑入でありました物件の移転補償費の分の平福の分が27万7,000円減額になってます。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） これにつきましては、3,000 円の 18 回ということで、挙げております。その分減額でございます。

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 防犯灯の、この工事は分かったんですが、毎年各自治会から、防犯灯の、その要望があると思うんですが、要望と、それから要望の数と、それから実現した分との、その差というか、どのようになっていますか。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） 特に、そこの実態はまでは、資料持って上がっておりませんが、申請が出ますと、担当者が現場の方へ、現地調査に行きまして、その適合、基準に対して適合しているかどうかということを確認をさせていただいて、この分については、適合します云々の話を返事を返した中で了解をいただいて工事は進めております。

該当しない分につきましては、防犯灯の処理をする部分もありますし、街路灯として処理するものもありますし、全く該当しないというものもありますけども、説明をさせていただいて了解をいただいております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

5 番（笹田鈴香君） 要望なんですけども、先ほどのね、撤去費と関連するんですが、こういう意見が住民の方から出ているんですけれども、この撤去した電柱ですね。業者が皆持って帰ったり、NHKが持って帰ったり、いろいろあると思うんですが、その自治、共聴の、その組合で、もしこれを置いておきたと言え、置いてもいいということ言われてたんですけれども、その電柱を使ってね、防犯灯の電柱に使えないかということで、例えば、丁度、要望している時に、それを使えばお金も安く、町の方も安くつくということ言われているんですが、今後、町の方としてもね、その撤去したのをいらぬと言われる分があれば、そういうのを保存して、そういうことに使うというような方法は検討されませんか。今後。

議長（西岡 正君） はい。

まちづくり課長（南上 透君） あの、使える物であれば、それを活用するということもあるんですけれども、費用の面と、そのへんも考えまして、その状況に応じて検討させていただきたいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） はい、34 ページですね、75 のひまわり祭りの運営費ということで、

13番の委託料の警備委託料が59万5,000円、安くついておるんですけど、ひまわり祭りやってですね、何人ぐらいの方が、今年度ですね、おみえになってですね、各村でですね、何か、環境対策費というような名目の中でですね、何かいただいているというようなことを聞いておりますけれど、今回、そのひまわりで要った経費とですね、それらの入った収入との合わせてですね、そこら辺の収支いうんは、どのようになっていますか。

それと、この警備委託料もですね、最終的に何人ぐらい要ってですね、こっだけ余ったかということも、ちょっと説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） まず来場者につきましては、一応、ひまわり祭りの間だけじゃなしに、南光地域全体、全ての団地の文で言いますと、10万人が来られておるといふふうに見ております。

で、ひまわり祭りの、その林崎と東徳久につきましては6万5,000人かなというような見方でございます。

で、収支のバランスですが、駐車料金につきましては495万7,100円で、今回、100万、110万落させていただいておりますので、支出的には452万8,000円で駐車料金の方は、490万から50万、30いくら40万、約40万収入の方が増えておるといふ状況です。

それから、警備の委託、ええっと警備の人数につきましては毎日何人ということではございません。ええっと延べ人員につきましては、後ほど言わせていただきたいと思います。

4番（岡本義次君） それではですね、約10万人の方がおみえになったということで、駐車場の方もですね、聞かせてもらいましたけれど、そういう10万人の方がおみえになってですね、やはりどう言うんですか、そういう波及効果と言うんですかね、来ることによってお食事されたり買い物とか、いわゆるガソリン入れられたとかというようなことであればですね、やはり、相当こういう人が来ていただくということは、当町にとってですね、そんだけメリット言うんか、拳がっておりますんですね、そこらへん、20年度についてもですね、やはり、そういう1人でも多くの方ですね、おみえになってですね、町の方にお金が落ちる仕組みづくり言うんですかね、そういうようなことを、まあひとつ商工観光課もえらいかも分かりませがですね、ひとつお願いしたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、他に、ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、本案について討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから討論を終結いたします。

お諮りします。議案第27号、平成19年度佐用町一般会計補正予算案（第5号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長(西岡 正君) 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
ここで昼食休憩に入ります。午後 1 時半といたします。

午後 0 0 時 2 1 分 休憩

午後 0 1 時 3 0 分 再開

議長(西岡 正君) それじゃあ、休憩中ですがけれども、副長の方から、ちょっと先ほどの件について、そうですね。

副町長(高見俊男君) はい。

議長(西岡 正君) はい、どうぞ。

副町長(高見俊男君) 21 ページの鍋島議員からの遺族年金の、その減額の理由でございますけれども、これにつきましては、総務課長の方から年度当初 16 万 9,000 円の満額の予算計上しておりましたけれども、遺族の方が 19 年 3 月に遺族の厚生年金の受給をされました。そういうことで、係数にしますと 0.84 という数字なんですけれども、減額になりますので、その分が 2 万 7,000 円減額したと、さしていただいたということでございます。遺族厚生年金を受給されたことによる減でございます。

議長(西岡 正君) 商工観光課長。

商工観光課長(芳原廣史君) 午前中の岡本議員からのご質問の中で警備員の状況、ひまわり祭りの警備員の配置状況でございますが、7 月 7 日からの 8 月の 19 日までの 44 日間お願いしまして、延べ人員で 262 名でございます。

議長(西岡 正君) それでは、休憩を解き再開をいたします。

先ほど、午後の会議に欠席届が出ております。岡本教育推進課長が午後から休ませてくださいということと。それから総務課長の方が奥さんの入院によりということで欠席届が出ております。総務課においては、参事が出席いたしておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、議案第 28 号、平成 19 年度国民健康保険特別会計補正予算案(第 4 号)の提出についての質疑に入ります。質疑のある方発言願います。ありませんか。

〔質疑なし〕

議長(西岡 正君) ないようですから、質疑を終結いたします。
これより本案について討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長(西岡 正君) ないようですから討論を終結いたします。

これより、本案についての採決に入ります。議案第 28 号、平成 19 年度国民健康保険特別会計補正予算案(第 4 号)の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(西岡 正君) 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
議案第 29 号、平成 19 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案(第 3 号)の提出についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長(西岡 正君) ないようですから、質疑を終結いたします。
これで本案について討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長(西岡 正君) ないようですので、討論を終結いたします。
これより、本案について採決に入ります。議案第 29 号、平成 19 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案(第 3 号)の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(西岡 正君) 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
議案第 30 号、平成 19 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案(第 3 号)の提出についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長(西岡 正君) 吉井秀美君。

20 番(吉井秀美君) 20 番、吉井です。9 ページですが、一般管理費の委託料、介護システム改修委託料について説明をお願いします。
それから、11 ページの 24 目、これの地域密着型介護サービス給付費負担金の減ですけれども、これを詳しい内容をお願いいたします。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。

20 番(吉井秀美君) それからね、ええっと。

議長(西岡 正君) ありますか。

20 番(吉井秀美君) はい。それから同じページの 30 目ですけれども、施設介護サービス給付費負担金、これの減の理由をお願いします。

議長(西岡 正君) はい、健康課長ですか。

健康課長（井村 均君） はい。

議長（西岡 正君） 答弁願います。

健康課長（井村 均君） まず最初に委託料ですけれども、これにつきましては、今回、あの激変緩和を平成 20 年度も行うということで手を挙げました。それにつきまして、激変緩和の措置への継続対応の関係。それから報酬改定、これ新型老人保健施設への対応ということで報酬改定。それから、給付の適正化のための医療及び介護の実績の突合ということで国保連合会との連絡を取るための改正でございます。

それから、24 目の地域密着型につきましては、一応、（聴取不能）介護、今の状況でしたら決算見込が 79 万 2,000 円程見込んでおります。実質、そういうことで減額をいたしております。

それから、施設介護給付費でございますけれども、これにつきましては、その施設に入られたら、本当に人数 1 件で月に 30 万とか、そういったあれが動きます。そういった形で見込んでおりましたより若干少なくて、最終的に本年度の実績見込が 8 億 400 万円程見込んでの減額でございます。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） すいません、最初の介護システムの改修委託料の中での説明で、その報酬改定の後に医療と介護の突合のためというのがあるんですが、その、ちょっともう少し詳しく内容をお願いしたいと思います。

それから 2 点目の地域密着型介護サービス給付費負担金について、これちょっとよく分からなかったなので、もう一度お願いします。

健康課長（井村 均君） あの、これは後期高齢者医療の関係で、給付の適正化、医療と、それから介護保険が適正にダブっていないかどうか、そういうやつを国保連合会とシステムをつなぎまして、そこで突合していくというシステムです。

それから、地域密着型介護予防ですね。

〔吉井君「はい、そうです」と呼ぶ〕

健康課長（井村 均君） 介護サービスですね。すいません。

〔吉井君「はい」と呼ぶ〕

健康課長（井村 均君） 申し訳ございません。款を間違えておりました。はい。

介護予防の方を先言いまして申し訳ございません。

地域密着型介護サービスにつきましては、今の実績見込が 6,331 万円程見込んでおまして、当初見込んでおりました額より、相当少なくなったということで、その利用者が少ないとかいうあれじゃなくして、若干見込みも多かったんじゃないかとは思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 1 点目の、この後期高齢者医療の制度の創設のために、医療と介護の重複支給がないかどうかの点検のためということなのですが、療養型の病床を減らしていくという目標が国の方ではあるんですけれども、それに関するものというふうに、ちょっと事務局で聞いたんですが、それも入っているというふうのように聞いているんですけど、そういうことになりますと、療養型に入院してて、出た場合にですね、その後、どういう手当ができるのかっていうのが、非常に心配なところなんですけれども、だから、お年寄りで医療難民、介護難民、非常に心配される場所なんですけど、そのへんのところは、このシステムとは関係あるんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 関係がないというわけじゃないんですけれども、その療養型の関係につきましては、2 番目に言いました、その報酬改定、これが新型老人保健施設への対応と言いましたけれども、これが今、吉井議員が言われました、今、医療機関の方が選択できるということで、中央とか共立記念病院がやっております。それが、介護保険の方、利用された場合に対応できるようにシステムをここでいらっていくということでございます。

〔吉井君「報酬の分、報酬相手」と呼ぶ〕

健康課長（井村 均君） 当然、報酬です。報酬もありますし、そのいろんな面があります。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 14 ページですが、委託料で特定高齢者把握事業委託料のマイナス減の理由と、それから現在、思ったより少なかったということも言われたんですが、どのように把握をされているか。

それと、15 ページの、ここの委託料ですが、生きがいと健康づくり事業委託料とミニデイサロン事業委託料、この事業のどちらも減になっているんですが、減の理由と、それから内容がどういったもの、どう違いがあるのかお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

健康課長（井村 均君） これにつきましては、特定高齢者の実態把握委託料につきましては、今まで予算化させていただいたんですけれども、今まで、そのまちぐるみ健診で、そのデータをいただきまして、実施いたしましたので、全額減にしております。

平成 20 年度からは、そのまちぐるみ健診というのがなくなりますので、この実態把握

調査、また置かしていただいておりますけれども、200数十万置いておると思います。これにつきましては、特定健診の中に、その問診で拾い上げて、その方を、この介護保険の方で、特定高齢者として見ていただくというようなシステムにしております。

それから、生きがいと健康づくりの関係ですけれども、これにつきましては、単位老人クラブに補助いたしまして、それで今、3カ所でしたかね、笹ヶ丘、けんこうの里、それから平福の福祉センター、まあ事業を行なっていただくために、社協の方へ委託料として出しております。今現在、未実施の単位老人クラブが5クラブあります。延べ今のところ189回実施されております。単位老人クラブの1回当たりの平均にしましたら、2.12回という数字を出しております。

それから、ミニデイにつきましては、今現在26集落の方に手を挙げていただいております。これにつきましても、その高齢者と障害者という方を中心にやっていただくということで、それで、まあ集落多いんですけれども、たったの26かと言われるかも分かりませんが、その月に1回という限度があります。最低でも10回ということを決めておりますので、若干、手を挙げておられる集落が少ないんだと、このように思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） まあ、生きがいづくりは分かりました。

そのミニデイサロン事業なんですけれども、まあ26本場に少ないなと思うんですが、この集落で、そしたら何人以上とか、その人数の制限とかがあるのかお聞きしたいんですが、回数で言うと10回。10回言うと、なかなか、その大変だということも聞いているんですが、申請する時に困るということも聞いておりますが、もう少し回数を、こう減らす、最低の回数を10回より下げれば、もっと参加する人も増えて、健康づくりにもなるんじゃないかと思うんですが、そのへんはどうお考えですか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） これにつきましては、社協の方でも、いきいきサロンでしたかな、あれも実施されておりますし、この介護保険の方でやるミニデイサービスにつきましても、やはり、その月に1回程度は、やっぱりやっていかないと、そういった事業の目的達成もなかなかというふうにも考えておりますし、それで、今言われましたけれども、戸数については、戸数じゃないです、その人数等につきましては何人でも結構です。その戸数で、まあ例えば、1から19戸の戸数でしたら、5,000円の戸数割り、それから高齢化率で、また5,000円の高齢、加算額、そして初年度やっていただく時には初年度として5,000円とかいう格好で、戸数が多くなれば多くなるほど補助しますし、やはり、その年に1回とか2回とか言われるレベルでしたら部落の方で、いろいろと考えてやっていただくということで、やっぱり介護保険で、いろいろと介護予防ということになれば、これぐらいの回数は必要やないかと思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） あ の、回数、もう少しね、本来ながら下げてください、もっと多くの人の参加をしていただけたらと思います。

それで、あの、26 集落なんです、やはり、その周知の関係もあると思うんですが、旧佐用町とか、その旧町ごとに分けるとどういった状況になっているか。

それと、先ほど言われました、いきいきサロンの関係なんですけど、直接町は関係ないと思うんですが、今まで5万円だったのが、合併をして3万円になったという、そういった声も聞いておりますが、ただし、そちらの社協から出る分は、学校単位で出ているということで、それを有効に使っているというようなことを聞いているんですが、やはり、公平な立場から言うと、やはりそういった全体にできるようなシステムを作ってくださいと思いますが、そのへんはどうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 部落、どこの部落やというんは、私、聞いておりません。すいません。また、後で、個人的にお話させていただきます。

それから社協の方につきましても、そのへん、私もはっきりと把握しておりませんので、ちょっとこの場での答弁はできかねます。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） すいません、1点、今、吉井議員が聞かれたん、30 目の介護サービスの給付費の負担金が予測していた人数より少なかったためということで減額というふうに説明されたと思うんですけども、これ、施設介護の待機者がおらんということで理解しておったらいいなすかな。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 待機者は、施設の関係、佐用町の施設だけで、ちょっと待っていただけですか。198人だったと思うんですけど、それぐらいは待機されております。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） そやで、あの、今、予算の時に予測しておった人数よりも少なかったということは、待機者がおらんさかいに少のうなったんかな思うたんやけど、そうでもないん。

議長（西岡 正君） はい。

健康課長（井村 均君） 先ほども申し上げましたけれども、その、やはり、予算的に若干多
めに見積もっておったというんもあります。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） いや、予算の時に、このぐらいの施設介護の必要があるだろうと
いうことで、人数計算して、予算組まれたわけでしょ。

健康課長（井村 均君） はい。

14 番（矢内作夫君） それが、もう人数が少なかったさかいいうことは、僕は、待機者
が、それだけもうおらんいうことで、少のうなったんかという気がしたんだけど、そうじ
ゃないということやね。言いようこと分からんかな。

健康課長（井村 均君） いや、僕も、待機者につきましても、佐用町の町民だけが 190 何人
じゃないですよ。

〔矢内君「ああ、ああ、そりゃ、そうだろう」と呼ぶ〕

健康課長（井村 均君） 佐用町の町民は、結構、極わずかな方です。それでまあ、1 人先ほ
ども申し上げましたけど、1 人が介護 4、5 ぐらいでしたら、1 ヶ月で 30 万ぐらい掛か
りますので、こういった金額につきましても、12 ヶ月で割っていただいたら、だいたい
の人数が出ると思いますが、それ程な見込み誤りはないと思いがた。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようでしたら、これをもって、

〔岡本義君 挙手〕

〔矢内君「ちょっと何かあるか」と呼ぶ〕

4 番（岡本義次君） 4 ページ 30 番の滞納繰越 80 万、これ件数とですね、それから見込
み、それと一番金額の多い人いくらですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

健康課長（井村 均君） この 2 月の 27 日現在で、38 人滞納があります。それで・・・っ
ちょっと足していかな分らんので、全体で出ておりますので、月々のあれで出ており
ますので足していかなあかんんですけど、10 数万円はあります。

議長（西岡 正君） よろしいですね。ないようですから、これをもって質疑を終結いた
します。

これより本案について討論に入りますがございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。

これより、本案についての採決に入ります。議案第 30 号、平成 19 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第 31 号、平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出についての質疑に入ります。ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） まず 1 つ目は、4 ページの簡易水道使用料マイナス 1,415 万 9,000 円の補正内容について、どういう状況なのか説明をお願いします。

それから、7 ページの管理費にマイナスが出ておりますが、現場管理費 1,079 万 4,000 円の実態。

それから、同じく同じ 7 ページの中の建設改良費のマイナスになっている。補正ですけれど、この内容について 3 点、よろしくをお願いします。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） まず最初に水道使用料現年度分の 1,450 万円の減額でございます。若干、その当初予算で、約 3 億 5,000 万程度見込んでおりました。しかしながら、決算でも申し上げましたけれども、まあ休止料金、休止の届けがたくさん出ておるという状況。それから、水道使用料自体もですね、若干減っているような状況でございます。で、そういうもの勘案いたしまして、月 100 万程度ですね、減額になるのかなというふうに思っております。

それから、もう 1 点、この大きな原因といたしましては、19 年度から佐用ゴルフ倶楽部に対する分水の契約を変更させていただきまして、今までであれば 3,000 万程度入っておったんですけれど、若干、まだ最終的な 4 月 1 日の検針が残っておりますので、どういう状況になるか分かりませんが、今のところ約 200 万程度ですね、減収になるのかなと。トントンぐらいで行けるかなという思い持っておったんですけれど、約 200 万程度の減収になるのかなというようなことが原因でございます。

それから、7 ページの現場管理費の工事請負の 1,200 万円の減額でございます。これにつきましては、佐用簡易水道のですね、真盛、それから長尾配水地等のですね、舗装工事を予定をさせていただいておりました。で、若干、当初予算の中で、どれぐらいいるかなというふうな見積もやっておったんですけれど、入札の結果、相当安くなったということが、大きな要因でございます。

それから建設改良費の工事請負費の減額につきましては、中央監視システム整備事業のですね、補助金貸与によります減額ということでご理解いただきたいと思います。以上で

す。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） じゃあ、まず4ページの水道使用料の関係で、今、説明していただいた何点かの説明を、もう少し詳しくお願いしたいんですけど、1点目に説明された休止届けが多数出ているということなんですけど、どれぐらいの件数になるんですかということ。

それから、使用料のことで、約100万、月額にして100万減額するという内容の1つに平成19年度から佐用ゴルフ倶楽部の金額が減っているということなんですけど、平成18年年度末近くに給水を契約変更されましたので、19年度は丸々1年間変更した契約の内容で来ていると思います。その結果、約200万、これからまだ減額になるということなんですけど、具体的には、佐用ゴルフの関係については、使用料それから、どのような実態なのか、その点、今一度お願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） 先ほど申し上げましたように、平成19年度当初予算、3億5,300万の現年度分、予算計上させていただいております。で、佐用ゴルフ倶楽部につきましては、分水契約の変更前の中で、同じような状況の中で予算を計上させていただいております。で、そういう状況で、計上させていただいて、今の2月末の状況見ますと約2,800万程度の使用料かなと。当初予算の中で、400、500万程度の減収かなという予想でご答弁申し上げた記憶ございますけれども、まあ200万程度の減収の中で落ち着くんかなという感じを持っております。

それから、先ほどの休止料金につきましても、決算の時に申し上げたかと思うんですけども、約200件程度ですね、今現在休止があると、で、19年度になりましても休止の届けが出て来ているというような状況の中で、若干、当初予算の予算編成の中の使用料の把握がですね、若干、甘かったかなというような状況で反省をさせていただいて、そういうもんを最終的に勘案した中で、月100万程度の減収。当然、水道使用料の有収水量も落ち込んでおるといような状況もございまして、そういう今の2月末の決算を見込んだ中で、1,450万の減額をさせていただいたということでございます。

で、若干、先ほども申し上げましたように反省をしておるんですけども、見方が、ちょっと甘かったかなという思いも持っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 休止の関係で、もう1つ具体的に説明いただいた佐用ゴルフ倶楽部に対する水道の水量とか水量メーターも変更しておりますけれども、以前とでしたら、その水道料の使用については、金額的に2,800万年間で19年度ですか、使用されている

ということなんですけれど、水道使用料というのは従来からいくとどういうふうに、メーター上どういうふうになっているのか、実態説明していただけますか。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） あの、水道使用料自体もですね、前年から比べますと若干減っていると。非常に転校に左右されるんですけれども、夏場につきましてはですね、非常に、これ例年ですね、使用料が多いんですけれども、いわゆる夏場過ぎてからですね、秋から冬、そういう状況の中で、若干、水道使用料が落ち込んでおるとい状況もございます。

しかしながら、今回につきましては、1件の水道、125万の5,000円越える分の（聴取不能）当たり400円ということで分水、今やっていますので、そういうことからすれば、そんなに落ち込みは酷くないんですけれども、若干、ゴルフ場の方もですね節約された中で水を使うておられるという状況がございます。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） はい、4ページ10の15滞納繰越の34万1,000円の件数と一番多い金額の方はいくらですか。

水道課長（西田建一君） はい、あの、この件につきましては、補正前の額を当初予算で60万計上させていただいております。

で、最終的には水道使用料現年度分同じような考え方で2月の末の状況を見れば、約94万円程度ですね、滞納繰越分としてですね、194万円程度ですね、滞納繰越分としてですね収納できるのではないかなという予想を立てた中で計上させていただいております。件数につきましては、ちょっと34万1,000円の内訳はございません。実績の見込みの中で計上させていただいたと。あの、非常に、滞納で、いわゆる高金額的にされとう方は、10何万の方がですね、何人かはいらっしゃるんですけども、ちょっと手元に、そういった資料ございませんので、実際の数字は言えませけれども、そういうことでご理解いただきたいなと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。はい、他に。

〔岡本義君「後で言うてください」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
これより、本案について討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから討論を終結いたします。

これより、本案について採決に入ります。議案第31号、平成19年度佐用町簡易水道事

業特別会計補正予算案（第3号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
議案第32号、平成19年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）の提出についての質疑に入りますが、ございますか。ありませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、質疑を終結いたします。
これより、本案について討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので討論を終結いたします。
これより、本案について採決に入ります。議案第32号、平成19年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
議案第33号、平成19年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第2号）の提出についての質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、本案についての採決に入ります。議案第33号、平成19年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第2号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
議案第34号、平成19年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第3号）の提出についての質疑に入ります。質疑ありますか。
ないようですから、質疑を終結いたします。

これより本案について討論に入りますが、ございますか。

〔鍋島君「挙げてる、挙げてる」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） あっ、質疑あります。あるんですか。

5 番（笹田鈴香君） はい、あります。

議長（西岡 正君） はい、ほな、元へ戻します。はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） はい、笹田です。この補正でどこに載ってるのかなと思うんですが、載ってるかどうか分かりませんが、看板を観光用の看板を田和の総代さんから受け取ったんですが、言われてたんですが、この前にも質問しましたが、できますか。それか、もうできていますか。そのへん、補正だったらどこに載ってるのかなと思ったので、お尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、業務課長。天文台業務課長。

天文台業務課長（杉本幸六君） その件につきましては 12 月の補正で修理をさせていただいておりました。ただ、若干、デザインとか、いろいろ場所の問題もありまして、天候も悪かったために、ちょっと遅れまして、このあいだ、納品と、それから検査終わりました、今現在は、既に現場の方に設置をしております。それで、矢印のものにつきましても、先週末なんですけれども、やっと付けさせていただいて、今のところ検査の結果では問題なく綺麗に付いておりますので、またご覧いただきたいと思えます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） いいのができるというのは聞いておりましたが、それで、それとそれが田和の所にできるということだったと思うんですけれども、その他にもね、やはり三叉路の所とか、長尾なんか分かりやすいと思うんですけれども、やはり、いろんなルートで今頃来られる方がるので、やはり小さい看板でも、そういったのを付けていただいて、1 人でも多くの人に観光と、それから、やっぱり佐用町を知ってもらおうという意味でも、立て看板は必要だと思えますが、そのへんも是非検討をお願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですね。他に。
ないようですから、質疑を終結いたします。
これより討論に入りますがございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。

これより、本案についての採決に入ります。議案第 34 号、平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について、原案のとおり可決することに

賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
議案第 35 号、平成 19 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についての質疑に入りますが、ございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 3 ページです。5 目の雑入で、学校保健指導料、この減について、中学校は全校で私道を実施、それから小学校については、三河、中安、徳久小学校で実施と聞いております。で、あの、このほかの小学校でできなかった理由というか、統一、全町小中学校が同じようにやれなかった理由をお願いします。

議長（西岡 正君） 健康課長ですか。はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） あの、予算化されてなかったんじゃないかと思えますけど。実施できなかったということですよ。ほかのどこ。まあ園は全部実施しておりますし、今さっき言われた利神とか中学校も実施しております。佐用も今回実施していただきました。後のところは、うちの方から出向くんじゃなしにお呼びいただいて行っておりますので、金額要りますし、指導料も要りますし、指導料も要りますので。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。いいんですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） この指導のどう言うんか歯科保健センターと、その契約を結ぶのは、教育委員会とというように聞いているんです。それで、全校分契約されていたように聞いているんですけれど、それは違うんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

健康課長（井村 均君） 全校分しておるということは、私聞いておりません。

20 番（吉井秀美君） （聴取不能）。ふーん。じゃあ、契約しなかったかもということですか。

健康課長（井村 均君） 呼んで、指導に来て欲しいと言われるところに行っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 今、吉井議員お尋ね、尋ねられた件で関連なんですけれど、現場と言うたらあれですか。健康課は要請があれば行くという。そういう関係になっているんですけれど、学校関係なので、教育委員会の方は、その点、ちょっと説明を加えていただけないでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） こちらの方の会計の中で出ている、そのブラッシング指導については、歯科保健センターの方で指導されている分ということで、従来から、歯科保健、担当の歯科の医院で、歯科は診てもらっているんですけれども、その歯科衛生士で何と言うんですかね、サービスと言うんですか、従来との関係で、歯科ブラッシング指導をしていただいている学校もあります。そういうことで、今、実績で挙がってないところについては、そういった歯科のご好意でしていただいているというような状況です。だから、ほとんどの学校はブラッシング指導は実施はしております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 歯科センターの、その指導のあり方言うたら、その民間と言うか、その歯医者さんの、そのブラッシング指導だけではなくて、なぜ、その歯の大切さと言うか、そういうことを、保育所の場合だったら、小さい、年齢が小さいので、紙芝居で分かりやすく衛生士が指導するとか、そういう行政ならではの指導の仕方を行っているんですけど、その小学校、中学校に対しても、その学年とか年齢に合わせて指導の仕方というのが、ただ、歯磨きの仕方というブラッシング指導に留まらず、やって来た実績というか、そういう経過があるんですけれど、そういう、まあ充実したというか、内容のあるブラッシング指導だけではなくて、やる方向の指導が、ここに挙がっているのかなと思ったんですけれど、実態としては、その言われる全学校が対象になっていないというのは、問題じゃないかと思うんですけれど、どうなんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 先ほど、ちょっとご説明させていただきましたように、旧町の時代から、歯科医師の電子化の検査の方しております。そういう中で、各歯科医も歯科衛生士もおられますので、そういったペアで学校においては歯科指導もブラッシング指導もしていただいております。その内容につきましては、先ほどしか保健センターの例を言われましたけれども、それぞれの歯科の先生の指導に基づいてブラッシング指導もしていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。いいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 指導の環境はいいんですけど。

後、歯科センターの、その収入は、今回マイナスになってはいるんですが、診療収入と、諸収入の歳入で構成されていますけれど、予算の時もお尋ねしたんですが、回答が、ちょっとなかったの、改めて伺いたいんですが、地方交付税に、この診療所が設置されているということで、算定されている金額というのは具体的にいくらなんでそうか。お示しいただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） これ予算の時に質問を受けましたけれども、最終的にと言いますか、これあくまでも基準財政需要額での算出の数値でございますので、これがそのまま入るとは限っておりません。申し上げますけれども、歯科保健センターにつきましては、19 年度のベースで需要額では 680 万余りが需要額に見込まれておるということでございます。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 4 ページです。ここで臨時職員賃金、それから歯科衛生士賃金の減額があります。これについて説明いただきたいのと。

それから、あの、先日も歯科衛生士の募集がありましたけれど、現体制と、それからやっぱり、あの歯科医衛生士が少ないという現状があって、前にも何度か取り上げられましたけれど、その歯科衛生士の賃金が安いということで、辞めたいというようなことで、この、それ1つだけの理由ではないと思うんですけど、今年度末にも辞められる方がるように聞いておりますけれど、そういったところで、この歯科センターをきちんと稼働させて行くためにですね、その人員体制というのは、非常に大きいものがあると思うんですが、そのへんは、どのように考えられていますか。

議長（西岡 正君） はい。

健康課長（井村 均君） この賃金につきましては、歯科衛生士の賃金が1名。それから一般の受付の賃金が1名ということですが、今回減額しております大きな要因につきましては、今の歯科衛生士が昨年の10月からということで、半年間、この分賃金が、不要でした。

それから、下の歯科衛生士の賃金の減額の62万3,000円の方ですが、これにつきましては、半日5,600円ということで、町ぐるみ健診とか、いろんな所に雇い上げをしてやっております。そういった関係で、実際に180万円程予算化しておったんですけども、62万円の減ということで、それだけの要請がなかったということでございます。

それから歯科衛生士が、その今回また辞めるというようなことで賃金が安いというような話も出ておりますけれども、まあ賃金につきましては、他の臨時の方の賃金等とも考慮して、そういった賃金が安いというようなことは、私は直接聞いておりませんし、また今回辞めるんにしましても、一身上の都合ということで、その内容まで深くは聞いておりませんが、そういった形で賃金が云々ということは聞いておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 課長は、賃金が安いということは聞いていないということですね。まあ、私達、厚生常任委員会で町内の施設をいろいろ、どう言うんか、訪問した時にですね、やっぱりそういう話も出ておりますし、総務課長も時下に聞いておられると思うんですが、やはり民間の歯科医院の歯科衛生士の賃金ですね、それと比べて非常に低いということでありまして、そのやっぱり、正職で雇っていないと、働いた日数だけですから、民間のね、正式に採用された人と比べると、1ヵ月の給料が非常に少ない状態があるわけですね、そういうことで、やっぱり待遇改善という処遇改善は考えていかないといけないと思いますけど、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） まあ、賃金につきましては、先ほど申し上げましたけれども、賞与等も考慮していただいたら、だいたい、その民間のレベルにどれだけ達するか、民間のあれは調べておりませんけれども、そういったことで、私は聞いておりますし、私が、その賃金を上げるということはできませんし、そのへんは、上司とも、また相談したいと思えます。

議長（西岡 正君） はい、他に。

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、本案についての討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。

これより、本案についての採決に入ります。議案第35号、平成19年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第2号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号、平成19年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第2号）の提出についての質疑に入ります。これより本案についての質疑、ああ、質疑のある方。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 4ページ、1の3の1一番下ですね250万の事故増に伴う増額と載ってございますけど、これ前回ですね、何か死亡したと、死亡が増えたというようなことを聞いておりますけれど、そういう事故があつてですね、何頭ぐらい、こうやって亡くなつたんかということの説明してください。

議長（西岡 正君） はい、共済課長。

農業共済課長（田村章憲君） 事故と申しましても病気の方で、まあ人間と同じように肺炎または心不全、そういうことで牛の方死亡しております。

それからですね、頭数でございますが、まあ例年ですと昨年の時ですと99頭死んでおつたんですが26頭増で125頭ということで計上させていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、本案についての討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、本案についての採決に入ります。議案第36号、平成19年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第2号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号、平成19年度佐用町水道事業会計補正予算案（第2号）の提出についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 7ページ27万1,000円の不納欠損処理ですね、これどうしてもこうせざるを得なかった理由とですね、件数と一番多い金額いくらですか。そして、どれぐらい汗をかかれたんかということ。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） はい、不納欠損額、税抜きで27万1,000円計上させていただいて

おります。これの件につきましては平成 18 年度の決算でお話をさせていただいておるかと思いますが、その方ですね、16、17 年度分ですね、不納欠損をさせていただいたということで、いわゆる合併前ですね、上月町において亡くなられたり、それから、まだ相当前に転出されて、転出されておるという状況の中で不納欠損をさせて、昨年 18 年度に引き続き今年度で不納欠損処理をさせていただく。で、これ以降の分につきましてはございません。

で、ちょっとはつきりした件数、ちょっと薄れておるんですけども、10 人程度では、10 人程だったのではないかなという記憶をさせて、後ほどまた、詳しい人数等お知らせをさせていただきたいなというふうに思います。

だいたい、1 人当たり 2 万年前後かなというような思いを持っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） もう少し詳しく、どう言うんですか、きっちりした、そういうやつ、直ぐ答弁できるように緊張感持ってください。

水道課長（西田建一君） はい、大変、資料、ちょっと持って来ておりませんのんで、ご指摘に、十分気を付けて今後させていただきたいと思えます。

議長（西岡 正君） はい、他に、ないようですから、質疑を終結いたします。
これより本案について討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。議案第 37 号、平成 19 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

-
- 日程第 32 . 日程第 33 ないし日程第 48 について（委員長報告）
日程第 33 . 議案第 38 号 成 20 年度佐用町一般会計予算案の提出について
日程第 34 . 議案第 39 号 平成 20 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について
日程第 35 . 議案第 40 号 平成 20 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について
日程第 36 . 議案第 41 号 平成 20 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について
日程第 37 . 議案第 42 号 平成 20 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について
日程第 38 . 議案第 43 号 平成 20 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について

- 日程第 39 . 議案第 44 号 平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について
 日程第 40 . 議案第 45 号 平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について
 日程第 41 . 議案第 46 号 平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について
 日程第 42 . 議案第 47 号 平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について
 日程第 43 . 議案第 48 号 平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について
 日程第 44 . 議案第 49 号 平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について
 日程第 45 . 議案第 50 号 平成 20 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について
 日程第 46 . 議案第 51 号 平成 20 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について
 日程第 47 . 議案第 52 号 平成 20 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について
 日程第 48 . 議案第 53 号 平成 20 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 32 に入ります。日程第 13 ないし日程第 29 を一括議題といたします。

議案第 38 号、平成 20 年度佐用町一般会計補正予算案、えっ、失礼失礼、はい、失礼しました。議案第 38 号、平成 20 年度佐用町一般会計予算案の提出について。

議案第 39 号、平成 20 年度国民健康保険特別会計補正予算案の提出について。補正予算じゃないんですね。これ予算ですね。ごめんごめん。

議案第 40 号、平成 20 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について。

議案第 41 号、平成 20 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について。

議案第 42 号、平成 20 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について。

議案第 43 号、平成 20 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について。

議案第 44 号、平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について。

議案第 45 号、平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について。

議案第 46 号、平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について。

議案第 47 号、平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について。

議案第 48 号、平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について。

議案第 49 号、平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について。

議案第 50 号、平成 20 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について。

議案第 51 号、平成 20 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について。

議案第 52 号、平成 20 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について。

議案第 53 号、平成 20 年度佐用町水道事業会計予算案の提出については、所管の予算特別委員会に審査を付託いたしておりましたので、これより予算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

予算特別委員会委員長、山田いさむ君。山田弘治君。ごめんごめん、失礼失礼、ごめんなさい。すいません。

〔矢内君「ちょっと一服する方がええで」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 失礼、失礼、ごめんごめん。

〔予算特別委員長 山田弘治君 登壇〕

予算特別委員長（山田弘治君） それでは、委員会報告を行いたいと思います。

予算特別委員会の審査経過並びに、その結果の概要について報告をいたします。

本委員会は3月4日の本会議において平成20年度各会計予算につき慎重審査をきすため議員全員の構成より設置されたもので、委員長には私、山田が、副委員長には石堂 基君が指名をされました。

付託を受けました予算の審査は3月10日に一般会計を、翌11日に前日に引き続き一般会計そして特別会計15件の審査を行いました。

議案38号、平成20年度佐用町一般会計予算案では、での審査では、まず歳入から審査を行い主な質疑の内容は、町税においては税源移譲に伴う住民税への影響と、その対応は。地方譲与税においては、暫定税率廃止に伴う道路特定財源の影響はどうか。地方特例交付金においては、減収補填特例交付金の内容について本年度計上された根拠は。地方交付税においては、普通交付税における対前年度比増額予算の算出根拠はどうか。それから、交付税における地方再生対策分の経過的な見込みはどうなっているのか。使用料及び手数料においては、今後の財政状況を考えた受益者負担の考え方。また、使用料等の条例改正に伴う住民周知についてはどうなっているのか。国庫支出金においては、次世代育成支援対策施設整備交付金について、説明を求めたい。県支出金においては、スクールアシスタントの事業分の予算計上がされていないが、どういうことに、どうなっているのか。

それから歳出の部では、総務費自治会長費の報酬の考え方、基本的な考え方。それからインターネットテレビ制作における番組名づくりはどうなっているのか。民生費では、特定疾患医療助成の内容説明を。佐用保育園及び子育て支援センターの建設財源について。衛生費においては特定健診の開始に伴う付託体制はどうなっているのか。クリーンセンター施設の修繕は。農林業費においては、特産品生産と商工関係の連携は。地籍調査関係測量調査委託料の内容は。作業道補助金の内容について問いたい。商工費では、商工総務費の関連で商工会員数について伺いたい。後継者育成補助金等、ふるさと夏祭り関係の補助金について説明を受けたい。土木費においては、老朽町営住宅の改善についてどうなって、どのような考え方を持っておるのか。現行マスターズプランの実効についてはどうか。消防費においては、非常備消防の役員報酬に理解をしてあげていただきたい。県及び神戸市が所有する防災ヘリの利用状況について伺いたい。教育費においては、予算計上されておる佐用保育園計画の説明を。県立昆虫館の管理費計上の説明を求める。スクールアシスタント賃金増額の理由は。それから、公債費につきましては、本年度予算における実質公債比率はどうなっているのか。それから諸支出金においては、19年度末における基金総額と財政調整基金額はいくらか。

それから予算全般であります。佐用保育園等子育て支援センターの関係での21年度債務について等の質疑がありました。

討論では具体的な内容は本会議で述べるとして、予算に反対の討論があり、評決の結果、挙手多数によって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号、平成20年度佐用町国民健康保険特別会計予算案では、後期高齢者医療制度の開始に伴う国民健康保険会計への影響額は等の質疑がありました。

討論では、具体的な内容は本会議で述べるとして予算案に反対の討論があり、評決の結果、挙手多数によって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案40号、平成20年度佐用町老人特別会計予算では、後期高齢者医療制度の新設に伴う高齢者医療の変革に関して伺いたい等の質疑がありました。

討論では具体的な内容は本会議で述べるとして予算案に反対の討論があり、評決の結果、挙手多数によって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案 41 号、平成 20 年度佐用町後期高齢者医療制度特別会計予算では、保険料徴収に関して、特別徴収と普通徴収の内訳及び年金額に係る徴収免除者の見込みについて。それから普通徴収における滞納者に対する資格証明等の発行について等の質疑がありました。

討論では、具体的な内容は本会議で述べると予算案で反対の討論があり、続いて賛成の討論があり、評決の結果、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案 42 号、平成 20 年度佐用町介護保険特別会計予算案では、事業勘定運営委員会に対する増額の説明を求めたい等の質疑がありました。

討論では、具体的な内容は本会議で述べるとして、予算に対しての反対の討論があり、評決の結果、挙手多数で原案のとおり可決するものと決しました。

続きまして、議案 43 号、平成 20 年度佐用町朝霧園特別会計予算については、質疑討論もなく採決の結果全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 44 号、平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案では、町債における借換債の説明を求めたい。それから簡易水道等に使用されている石綿管の実態と問題について等の質疑がありました。

討論はなく採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案 45 号、平成 20 年度特定環境保全公共下水道事業特別会計予算では、中上月における下水道接続の状況はどうなっているのか。佐用商店街の雨水計画は等の質疑があり、討論がなく採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 46 号、平成 20 年度生活排水処理事業特別会計予算案についても討論がなく採決の結果全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

それから、議案 47 号、平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案では、世界天文年に関する計画はどうなっているのか等の質疑があり、討論がなく採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案 48 号、平成 20 年度笹ヶ丘荘特別会計予算案では、指定管理者制度の必要性の質疑があり討論がなく採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 49 号、佐用町歯科保険特別会計予算案では、賃金の関係で歯科衛生士等一般事務職員の勤務状態、勤務形態はどうなっているのか。歯科健診に伴う結果通知やブラッシング指導等の状況について等の質疑があり、討論はなく採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決するべきものと決しました。

議案第 50 号、平成 20 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算についても討論がなく採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 51 号、平成 20 年度佐用町農業共済事業特別会計予算についても質疑討論がなく採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決するものと決しました。

議案 52 号、石井財産区特別会計予算についても質疑討論がなく採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案 53 号、平成 20 年度佐用町水道事業特別会計予算案では、消火栓の使用料について等の質疑がありました。討論がなく採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、各予算案について審査の概要と、その結果を述べましたが、全員構成の委員会であり詳細については省略をいたしております。なお、議会事務局に議事録を用意しておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

町長をはじめ町当局各位には審議中述べられました意見、要望等について十分検討をしていただき、できる限り予算執行の上でも反映していただきたく、特にお願いをするしだ

いであります。

委員各位には慎重審議を賜り予算案 16 件全てを原案のとおり可決すべきものと決しております。本委員会の結論のとおりご賛同いただきたくお願いを申し上げまして、予算特別委員会の報告を終わります。

議長（西岡 正君） 予算特別委員長の審査報告は終わりました。
先ほど、委員長の名前を間違えました。深くお詫びを申し上げます。
ここで暫く休憩したいと思います。2 時 55 分まで。

〔「3 時までにしないな」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 3 時までですか。ほな 3 時まで。

午後 0 2 時 3 7 分 休憩

午後 0 2 時 5 9 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き再開をいたします。
予算特別委員会で質疑が終了いたしておりますので、各案件ごと討論・採決を続けてしますのでよろしくお願いをいたします。
これより本案について……。これより本案について討論に入ります。
議案第 38 号、平成 20 年度佐用町一般会計予算案の提出について、討論はありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 議案 38 号、平成 20 年度佐用町一般会計予算の反対討論を行います。

本会計予算案の根本問題の 1 つは、従来から指摘していた不公正な入札制度の温存にあります。年明けの 1 月 19 日、町職員が水道事業を巡る収賄容疑で逮捕、その後、起訴される汚職事件が起きました。逮捕容疑は、合併後の随意契約であり、財務規則で 2 社以上に見積させることに遵守してこなかった町長の政治責任は重大です。

また、新たに贈賄業者が逮捕される状況も続いており、町政に対する町民の信頼を失う事態となった責任は甚大です。落札率 95 パーセント以上、1 位不動の法則である異常な入札実態の改革と職員倫理条例の制定など再発防止策を示すことが求められています。

2 つ目の問題は、町長の政治姿勢です。産廃処理施設才金ファーム進出計画を流域住民の意見を聞かずに住民無視で進めた町長の姿勢は厳しく問われなければならない問題で、この全面解決に向けて町長は最大限の努力をすべきです。

3 つ目は、国の悪政への追従です。今年度の政府予算の特徴は、小泉改革を引き継ぎ骨太方針による社会保障削減をやめなかったことです。生活保護の削減、後期高齢者医療などの医療改悪、児童扶養手当の削減、年金保険料の引き上げ、障害者への応益負担の導入などです。国は、大企業、大金持ち優遇税制は引き続いて強化し、軍事費は全く誠意聖域として社会保障の削減や雇用の不安定化などを通じて国民を徹底的に痛めつけ内需かひょうを冷え込ませ地域経済を疲弊させた、させ、貧困と格差を拡大させる内容です。

また、県は収支不足を理由に、昨年発表した行財政改革プランを下に県民の福祉、教育

医療を切り捨てる予算となっており、町民へのサービス後退の影響が危惧されるところです。

町は、これらを受容し受け入れるのではなく、自治体本来の役割である住民の福祉の向上に努めるべきです。

また、本町にとって限界集落の問題は、深刻でかつ重大な問題となっています。実態調査をし生活できる支援策に取り組むべきです。

次に、項目ごとに指摘します。

歳入では、町税について。1つは、町税滞納の差押え処分は、町民の生活実態にあった丁寧な対応を第一にして債権保全を目標にすべきです。そして差押えの実態は議会・町民に公開すべきです。

2つ目に高齢者非課税措置の廃止で、今年、税が3倍になる人がありますが、町は、激減緩和措置を取るべきです。地方交付税について、共産党議員団は交付税の過少見積りを指摘し改善を求めてまいりましたが、昨年度一部改正されました。今年度は、更に厳格な見積になってきている。この見直しは当然です。使用料については、公共施設利用料の改正で4月から、これまで無料のサークル活動の人たちが有料となる実態があります。サークル活動を支援し、従来無料のサークルは無料に戻すべきことを強く求めます。文化・スポーツの発展のためにも、町民が公共施設を使用する場合の利用料は利用しやすいよう減免規定の見直しを求めます。

住宅新築資金など具体的な措置と滞納回収を行うべきです。

次に、歳出では、議会費では議員歳費を4月から引き上げる予算化は住民から請願が3月、この3月議会に提出されているように、引き上げ前の報酬額に戻すべきです。また、委員会費用弁償支給は報酬の二重取りとも言えるもので廃止すべきです。いずれも町民の納得を得られるものではありません。

総務費では、徳久農業倉庫解体撤去費について、愛着のある農業倉庫の危険度調査と住民の意向調査などを行う住民合意を求めたいと思います。支所機能の充実という合併当初の方針を堅持すべきであります。町民の声は支所に権限を持たせ現地解決をして欲しいというものです。

民生費では、外出支援サービス事業費の当初予算化ができていなかったという大きなミスがありましたが、運転手の雇用条件の改善など高齢者の送迎に当たるだけに丁寧な業務の保障が大切ではないか。利用促進のためにも毎日運行と利用料軽減の声に答えるべきだと思います。

介護予防事業は要望に答え利用しやすいものに改善を求めます。

また75歳以上を対象にした後期高齢者医療制度は、4月実施目前で高齢者からは制度の内容がよく分からない。保険料はどうなるのかなど不安の声とともに自らのことという認識すらない実態もあります。長寿を祝うどころかお年寄りに肩身の狭い思いをさせ、病院にかかりにくくする問題だらけの制度は中止撤回するよう国に求めていくべきです。子どもの医療費無料化制度は、完全無料化し義務教育終了まで充実を求めます。保育所の時間外保育の充実を図るべきです。また保育士は、臨時対応でなく正職員で採用すべきです。学童保育は、全小学校区で実施に取り組むべきです。

衛生費では、妊産婦健診の回数を従来の2回から5回に回数を増加しますが、国が推奨する14回の実施を求めたい。町ぐるみ健診は、今年から特定健診に移行しますが、申し込みに当たって、これまで町ぐるみ健診を受けていた国保以外の人への周知など対応に配慮が見えず、早期発見、早期治療の重要な役割が後退することになるのではないかと。この改善を求めます。ごみの減量化を進めて、にじはりま環境事務組合で計画している大型処理施設の見直しを図るべきです。ガス化熔融炉は、安全管理上の技術的問題とともにメー

カーぐるみの談合が常態化しており住民に損害を与えたとしてメーカーには返還命令が、また自治体広域組合には、告発を行ったとの判決が相次いでいます。農林水産業費では大規模農家中心の農業経営では本町の農地、農家は守れません。本町に合った小規模農家への支援こそすべきです。食糧自給率の向上を真剣に目指し、安心して農業に励めるよう農政の転換が求められています。また、輸入食品による食の安全が脅かされれば、脅かされる事件が起きております。安全な食材確保で学校給食の実施と佐用の特産品づくりなど地域性をいかして地産地消に努めるべきです。

村上農場の養鶏、汚染対策、公害防止と崩壊の恐れがある浅田養鶏場跡地との対策と業者指導を強めることを求めます。

商工費では、無担保無保証人の低利で保障制度をつくることを求めます。保障制度をつくることを求めます。

土木費では、旧町ごとに取り組んでまいりました町営住宅整備計画を新町で明示すべきです。河川清掃費の減額は住民負担になり国または県で、あつ町の責任でやるべきものです。町単独土地改良事業補助金など減額でなく集落の要望を聞いて木目細やかな事業を行なうべきです。道路新設改良費は、当初予算費 8,500 万円の減額となっていますが、過疎地域自立促進計画どおり進めるべきです。

消防費では、救急車の 1 台増車で 3 台対応が可能になることは前進です。非常備消防などの整備充実に努めるべきです。播磨科学公園都市消防業務で委託範囲を隣接する佐用地域にも拡大を検討すべきです。

教育費では、いじめや不登校など学校が荒れている実態があります。スクールカウンセラーの増員の検討を求めます。不登校児童生徒の支援体制の充実に求めます。義務教育は無償と定めた憲法に基づいて実施されている就学援助制度は認定基準を明確にし、民生委員の認定を廃止し、利用しやすいものにすることを求めます。社会教育を本来の業務である町教育委員会に戻すべきです。利神城跡、平福の町並み、三日月陣屋など歴史遺産の整備計画を具体化し、早急に実施すべきです。県昆虫館を町が譲り受け施設運営費を計上したことは評価しますが、運営に当たっては所管を明確にし関係者と十分に調整を図り自然を学習する大事な施設として発展させることを求めます。

以上を指摘し反対討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

8 番（井上洋文君） では、20 年度一般会計予算案に対する賛成討論を行います。

県の新行革プランによる影響は大きく、また合併による財政的な効果は、なかなか表れない現状の中、町内満便に情報を得ることができる、地域番組制作子育てしやすい環境のための佐用保育園、佐用子育てセンターの建設、全小中学校に A E D の配備、妊婦や出産に伴う高額な負担を軽減する妊婦健康診査や高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を補助する。不妊治療支援。本町でも問題になっております不登校児童・生徒の適用教室の設置、多動性障害時等による学級へのスクールアシスタントの増員。全小中学校、保育園の遊具の点検、文化情報センターにオストメイトの方用トイレの設置等いろいろ申し述べましたが、少子高齢化に向けた対応や、障害を持った方が健常者と同じく生活できるよう取り組まれての予算になっております。住民全ての満足する予算では

ないとしても、現在の財政下にあっては最善を尽くし各将来に希望を与える予算であると核心理いたし、本予算案に賛成するものであります。

以上。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

14 番（矢内作夫君） 反対じゃなく賛成でもよろしいか。

議長（西岡 正君） まあ、できたら反対でも。賛成は出ましたので、ご遠慮願いたいと思います。

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

本案についての採決に入ります。議案第 38 号、平成 20 年度佐用町一般会計予算案の提出について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって原案のとおり可決いたしました。

これより本案について討論に入ります。議案第 39 号、平成 20 年度国民健康保険特別会計予算案の提出について、討論ありませんか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 20 番、吉井です。議案第 39 号、平成 20 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案に反対の討論をいたします。

国レベルでは、2005 年度の三位一体改革の影響で 2006 年度の国庫支出金は、対前年度比 5.3 パーセント減少し、変わって都道府県支出金が 19 パーセント増加する結果になりました。国保税の滞納世帯は 2006 年度 480 万 5,000 世帯、加入世帯の 19 パーセント、資格証明書を発行された世帯は 35 万世帯に上がっています。ああ、上っています。佐用町も本年 1 月末資格証 33 世帯、短期証 46 世帯という状況になっています。国保の保険税負担は、加入者の所得額に対して著しく高くなっていると、その引き下げが求められています。また、65 歳以上の高齢者の単独世帯と、高齢者夫婦世帯には、2008 年 4 月から国保税を年金から天引きすることを決めました。保険税を 1 年以上滞納し、悪質滞納者とされると保険証を取り上げられ、代わりに資格証明書が発行されます。お金がない人は医療に掛かれないという事態を一刻も早く辞めさせせるため抜本的な対策を取るべきです。その先頭に町長が立つべきで政府追随の予算に反対します。

議長（西岡 正君） はい、他にありませんか。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） それでは、賛成討論を行います。

19 億 8,000 万の多額の予算とはいえ国保税の減額を見込んでいるものの他会計からの繰入金を充当し成り立っているため保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金、一般会計繰入金、高齢化に伴い安定した予算とは言えないが、今後の工夫によって、その予算案が成り立っていくものと審議、賛成討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようですから、討論を終結いたします。

本案についての採決に入ります。議案第 39 号、平成 20 年度国民健康保険特別会計予算案の提出について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって原案のとおり可決されました。

議案第 40 号、平成 20 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について、討論に入ります。討論ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 5 番、笹田鈴香でございます。私は、議案第 40 号、平成 20 年度老人保健特別会計予算案について反対の討論をいたします。

老人医療費無料化制度は 1960 年に岩手県沢内村で始まり 1973 年 70 歳以上の高齢者の医療費無料化が国の制度となりました。しかし、1982 年老人医療費の無料化制度が廃止されました。これが老人保険制度の始まりです。この制度が始まったことにより高齢者の窓口負担無料化から定額負担に改悪され窓口負担分を除いた老人医療費の 7 割は健保、共済、国保などに拠出される制度となりました。その後、入院時の食事が有料化、また薬代の大幅値上げ、そして定率負担の導入、2002 年には全ての高齢者負担が原則 1 割、現役並み所得には 2 割になりました。そして、その 3 年後 2005 年には療養病床の食費、居住費が大幅に引き上げされました。これらの負担増と財源転嫁の結果、老人医療費に占める国庫負担の割合は 1984 年度の 44.9 パーセントから 2004 年度には 33.0 パーセントに激減されました。その一方で老人医療費に占める患者負担は 1984 年には 1.6 パーセントでしたが、2004 年度には 10.4 パーセントまで急増しました。老人保健法では国民の老後における健康の保持と適切な医療を図るため疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施とあります。しかし、それにもかかわらず、次々と改悪され続けて来た老人保健は制度自体に問題があるので、反対の討論とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、他にありますか。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） それでは、賛成討論といたします。

高齢化による老齢に、老齢人口が増えているものの、制度の変更により前年度より減額されておりますが、医療費交付金及び負担金、一般会計からの繰入金により成り立っているもので、この予算案に対し賛成討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、他にありませんか。

ないようですので、討論を終結いたします。

本案について採決に入ります。議案第 40 号、平成 20 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって原案のとおり可決されました。

議案第 41 号、平成 20 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について、討論はありませんか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） 金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 議案第 41 号、平成 20 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の反対討論を行います。

この会計は、今年 4 月から実施予定の後期高齢者医療制度によるものですが、この制度導入の理由を舛添労働大臣心身の特性に応じた医療の提供と説明し、厚労省の審議会で示された後期高齢者の 3 つの特性を挙げています。

それは 治療の長期化、複数疾患への罹患が見られる。多くに認知症の問題が見られる。いずれ避けることのできない死を迎えるというものです。ここには安上がりで手抜きの医療になる恐れがあります。

実際 4 月からは 75 歳以上だけを区別した新しい診療報酬の体系になり、後期高齢者末期相談支援料なども新設されます。後期高齢者医療制度の設計にかかわった厚労省の担当官が講演の中で難しいことは言わずに、ズバツと本当のことを言いますと前置きうえで、医療費が再現なく上がり続ける痛みを、後期高齢者が自分の感覚で感じ取っていただくことにしたとも述べています。

全国の地方議会で可決された後期高齢者医療制度の中止、見直しなどを求める意見書は 530 自治体を超えており、岐阜県大垣市では、自民党市議会会派の配っているチラシに後期高齢者医療制度に断固反対。国に対し制度の廃止を強力に要望してまいりますとあります。この制度では、長寿を喜べないと廃止見直しを求める声が広がる中、当会計における町長の姿勢は国の政策を無批判に受け入れるものであり、制度の中においてすら町の高齢者の医療福祉に資するものでありません。

以上、反対討論といたします。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） 岡本義次君。

4番（岡本義次君） 4番、岡本です。平成20年度佐用町後期高齢者特別会計予算案の提出に賛成討論をいたします。

20年度からの初めての制度であります。佐用町のようにお年寄りが多く、高齢化率30パーセントも超えております。

医療費が今後も増え続け、佐用町独自ではやれなくなります。合併したとはいえ、財政的に乏しく、この制度は兵庫県全体の市町で助け合うということで当町としては大変ありがたい制度でもあります。

共産党さんの言われる、この制度に反対されるなら、佐用町で今後増え続ける医療費をみることができなくなるでしょう。

共産党の反対はおかしいし、高齢化のなかで医療費が大変な状態である現実の認識を持ってください。何でも反対はしないでください。

以上です。

議長（西岡 正君） はい、他にありますか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 私は、本予算案に賛成の立場で討論します。

わが国は、世界に例をみない高齢化が進んだことで高齢者の医療費がドンドン増え、このままでは国保財政が厳しくなってしまう。高齢者世代と現役世代の負担を公平、透明化するために、また75歳以上の高齢者は、複数の病気にかかったり、治療が長期化する傾向があります。そこで高齢者の特性に応じた医療サービスを提供するために、この制度は設けられたものであります。よって本予算案に賛成するものであります。

議長（西岡 正君） はい、これをもって討論を終結いたします。

本案についての採決に入ります。議案第41号、平成20年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって原案のとおり可決されました。

議案第42号、平成20年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について、討論はございませんか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 討論をさせていただきます。

その前に、先ほどの岡本議員の何でも反対というのは、断固訂正を求めます。本日も 40 議案中反対は 8、賛成は 30 を超えているわけですから、これは子どもが見ても何でも反対でならないということを、ここで厳しく指摘しておきます。

議案第 42 号、介護保険料特別会計予算案の反対討論をいたします。

本会計予算の最大の問題は、相次ぐ制度の改悪で、安心して介護を受けられるという本来の介護保険制度の質そのものが機能しにくくなってきていることでもあります。本予算案も 05 年 10 月実施の施設でのモデルポストの導入は、利用者が高い負担を余儀なくされ、施設利用ができない状況が出て来ています。

また、06 年度から実施された改定介護保険制度は、利用者の更なる負担増や、介護サービスの取り上げ、介護報酬の引き下げで介護事業者の経営を困難な状況に追い込んでおります。

このように加入者や利用者の負担を増やし必要なサービスを受けることができない会計となっている点を指摘するとともに、その改善を求めて反対討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようですから、討論を終結いたします。

本案についての採決に入ります。議案第 42 号、平成 20 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって原案のとおり可決されました。

議案第 43 号、平成 20 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について、討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

本案についての採決に入ります。議案第 43 号、平成 20 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって原案のとおり可決されました。

議案第 44 号、平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について、討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。

本案について採決に入ります。議案第 44 号、平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決すること

に賛成の方、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって原案のとおり可決されました。
議案第 45 号、平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について、討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。
本案についての採決に入ります。議案第 45 号、平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって原案のとおり可決されました。
議案第 46 号、平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について、討論はございます。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから討論を終結いたします。
本案についての採決に入ります。議案第 46 号、平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって原案のとおり可決しました。
議案第 47 号、平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について、討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないので、討論を終結いたします。
本案について採決に入ります。議案第 47 号、平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって原案のとおり可決されました。
議案第 48 号、平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について、討論はあり

ませんか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

本案についての採決に入ります。議案第 48 号、平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって原案のとおり可決されました。

議案第 49 号、平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出についての討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。

本案について採決に入ります。議案第 49 号、平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって原案のとおり可決されました。

議案第 50 号、平成 20 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について、討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。

本案について採決に入ります。議案第 50 号、平成 20 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって原案のとおり可決されました。

議案第 51 号、平成 20 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について、討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから討論を終結いたします。

本案について採決に入ります。議案第 51 号、平成 20 年度佐用町農業共済事業特別会計

予算案の提出について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって原案のとおり可決されました。
議案第 52 号、平成 20 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について、討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。
本案について採決に入ります。議案第 52 号、平成 20 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって原案のとおり可決されました。
議案第 53 号、平成 20 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について、討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 討論を終結いたします。
本案について採決に入ります。議案第 53 号、平成 20 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案のとおり可決されました。

日程第 49 . 議案第 54 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 49、議案第 54 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 54 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案のご説明を申し上げます。
今回の改正は、佐用町の消防職員の給料表については国家公務員の公安職俸給表を準用

し適用しています。また、佐用町の一般行政職員は、国家公務員の他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用される行政職俸給表の適用をしておりますが、近隣の市町においても消防職の職員に対しても一般行政職員と同じ給料表を適用しているのがほとんどでございます。

このようななか、佐用町においては消防職員と行政職員の給料において同年齢・同経歴で大きな差が生じること、また、常備消防においては県により広域化の検討がされており、将来の広域化も視野にいれた近隣市町の消防職との給与の適合性を図る必要性からも、消防職給料表を行政職給料表に切り替え一本化するとともに、法改正等による字句の改正もあわせて行おうとするものでございます。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 議案第 54 号佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案に対する当局の説明が終わりました。

これより本案について質疑に入ります。質疑のある方。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 20 番、吉井です。

先ほど、説明を受けました中で、役場の職員と大きく差が出て来る点についてなんですけれど、今度、変わることによって現在の消防署員が引き上げられるのは、どれぐらいの人数、この変わることによっての影響が、どのように表れてくるかということをお尋ねしたいのと。

それから、近隣のバランス等の関係ですけれども、近隣で一般行政職の給料表を適用しているということなんですけれど、佐用の場合は出動手当を廃止しておりますけれど、近隣で出動手当がどのようになっているのかお尋ねをしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、消防長ですか。町長ですか。

〔消防長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、消防長。はい。

〔副町長 挙手〕

副町長（高見俊男君） まず、近隣なんですけども、全体の中で、兵庫県下の中で 31 市町ありましてですね、その中の 6 市 1 町、1 町というのは佐用町なんですけども、姫路、尼崎、西宮、伊丹とかですね、大きな市が公安職の給料表を採用しております。採用しております。近隣のこちら辺でありますと上郡そういった所については、全て行政職の給料表を適用しております。

それから、お尋ねの中で、総務課長が不在ですけれども、全体の中で、年齢層の、概ね、詳細には、私把握しておりませんが、50 歳ぐらいから上については、今の行政職よりも、当然上の給料が出ております。

それから、下の比較的若い年齢層につきましては、この今回の給料表を適用することに

よって、上昇するだろうという予想はしております。押し並べて全体としては、現在の給料表、全て調整をいたしますけども、全体としては、一般行政職の給料表を適用し、なお且つ、今のその諸手当ですね、特殊勤務手当、これは昨年についても改正を行いましたけども、そういったことの勘案から、行政職から、昔で言います1号給ですか、1号俸、今は、1号俸と呼ばないんですけどね、その上位を適用するというので、そういったことが手当、そういったものも、消防の特殊勤務に含まれているというような解釈で1号俸上を格付けを行うように、今回、是正をするものでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） その出勤手当について、廃止されているんですけど、まあ、今、それが1号俸上というのが、それも含まれていると解釈するんだと説明されましたけども、近隣のケースで出勤手当というのはどうなっているのか。

また、その出勤手当というのはどうなっているのか。また、その出勤手当が1ヵ月で平均でも結構ですけど、どれくらいになっていたのかお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔消防長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） それでは、出勤手当につきましてお答えさせていただきます。

今、吉井議員のご指摘です、出勤手当が廃止されているご質問でございますけども、佐用町職員の特殊勤務手当に関する条例です、火災活動等手当ということで現在です、300円でございます。ですから、全て廃止というわけではございませんので、そのへんご理解いただきたいと思っております。

それで、近隣のということでご質問ですけど、これ、ちょっと平成18年の1月です、ちょっと古いんですけど、まず宍粟市さんです、火災出勤手当で、機関員が510円。他員が380円。それから、救急出動で、救命士が510円。機関員が510円。他員が380円。それから、救助出動で、機関員が510円、他員が380円。

それから、隣接で赤穂市ですけども、火災出動、これは全て200円。それから、救急出動は100円。それから、救助出動は200円。

それから、相生市ですけども、火災出動が300円。それから、救急出動で救命士が150円。それから機関員、他員、これ同額ですけども150円。それから、救助出動は300円。

それから、たつの市がですね、火災出動が500円。それから、救急出動で救命士が510円。それから機関員、他員ですけども、これは200円。それから、救助出動は500円。

一応ですね、西播磨等につきましては、そういう近隣は、状況でございます。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） それでは、廃止ではないということで、出勤手当ですけど、佐用の場合は、火災の場合のみに 300 円ということですか。他の赤穂、たつの、相生、そういったものは、佐用も、こういうふうに分細化されとんですか。最初の説明が、ちょっとごめんなさい。聞き漏らし・・・。

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） ええっとあの、昨年ですね、3 月議会で条例の一部改正等させていただいたかと思えますけども、その時にですね、今、私が言いましたように、出勤についてですね、300 件ということで、これにつきましては、火災それから救急、救助全てでございます。

20 番（吉井秀美君） はい、分かりました。

消防長（加藤隆久君） 以上です。

議長（西岡 正君） よろしいですか。はい、他に。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） 石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 給料表の切り替えということで、ちょっと事務的なことも含めて 3 点お伺いしたいんですけども。

まず 1 点目に給料表の切り替えの方で、先ほど、号給の方で切り替え、給料表の切り替えということだけだったんですけども、具体的には、その現行の支給されている号泣の上位で給料表の（聴取不能）をひらっていくという具体的なやり方で理解していいかどうか。ようは、いこういこうも昇給等について、これまでの支給状態から不利益を被らないという保障が、ちゃんとあるのかということが、まず 1 点と。

それと、条例の中で管理職手当の支給範囲の変更があって、それぞれ料率が一部変わっている所があります。現行の役職で管理職手当を支給されている職員の中で、現行の支給率より引き下がるものがあるのかなのか。あるんだったら何名ぐらいあるのかという、それが 2 点目。

それと、もう 1 点、これ全体ですけども、この給料表の切替え、当然、労働条件、賃金等にかかわる非常に重要な問題です。従前、去年のとうきん手当の引き下げの時も申し上げたんですけども、当然、消防職員ですから、構成する組合がありません。ですから、職員の大半が、こう参加できる協議の場というのが、必ず必要になって、その中で、当局、まあ（聴取不能）と協議をして合意をするということが条件になっているわけですけども、事実、そのことが確実に行われていたのかどうか。行われたのかどうかですね、その 3 点についてお伺いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔副町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、副長。

副町長（高見俊男君） まず、第1点目の切替えの時の1号俸、まあ上位ですか、そのものですが、先ほど申しましたように、まあほとんどの職員が若い者含めてですね、上方上位に位置します。ですから、引き上げと呼ばせていただきましたけれども、そういう意味から、そういうことに適用になるだろうと思います。

それから、まあ飛びますけれども、合意をされてからということですが、これにつきましては、合併以前からですね、消防職の一般行政職の適用について長年の課題でありました。それについては、やはり、いろいろと、その給料間の同年代あるいは、その近隣、そういった所での差がございます。そういったことを含めて、なかなか、こういったことの一般行政職に運用、位がえができなかったんですけども、そういったことを含めてですね、今、町長が提案説明でも申し上げましたけども、近隣の所がまあ、そういったことがほとんどというようなことで、消防職員とも、私も出向きましてですね、全体の中での説明もさせていただきました。

また、給料間の、これは、今の一番目の話と若干違うんですけども、どうしても中に、今までの消防職員が試験制度で運用されてたというようなところがございます。そういったことがあってですね、同じ消防職の中でも同年齢でも、かなり差があったんですね。それについては、合意の下で、給料間の、その是正というのをね、これは、あの、そここの町でもやられてたと思いますけども、あまりこう甚だしいのにつきましてはですね、そういった調整もさせていただこうということで、これ3番目の検討ですけども、職員間、消防署長交えてですね、また、そういった高い方等も交えてお話し合いをさせていただいて、合意の下で、これを進めようとするものでございます。

それから、管理職手当につきましては、これ一般行政職の主幹とか、あるいは、その課長補佐とか、いやいや副課長とかそういったことを使うんですけども、今回、後で、この議会が閉会しましたら、今年度の人事異動の素案もですね配布させていただきたいと思えますけれども、今の現行の中で下がる者はないと思っております。はい。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） 特に、そのまあ、職員が、この勤務条件の変更に対する同意ということなんですけれども、合併以前からの課題であったというふうな説明があるんですが、具体的に申し上げますと、そういうふうな課題であろうがなかろうが、今現在の職員との協議の中で当然合意をされなければならないというふうなん、これはまあ労基法の下に定められている内容だと思うんです。で、そのましてや経過から言えば、佐用郡の消防署ができた時に、丁度、私らが役場入って数年してからだったと思うんですけどね、当然、その時に消防職員が1号もしくは2号上位に格付けされるというのは、これは周知の事実ですね。その職種からして危険性等を勘案して一般行政職よりも上位に格付けされるんやということが、これが一番最初の条件だったんですね。それに基づいて、今現在の昇給形態があって、それが、警察、警察関係じゃなかったかな、給料の移行に伴いながらも、そ

の状態を確保してきたということが1つあるんですね。

それから、その、この長年の間に、ずっと働いている職員が、いろんな任用いうんか昇級試験ですね、それ受けて上位に上がって給料表が高くなっているんですね。別に本人が、多少、多少って言うんか、結果的には本人が希望しておるんですけども、そういう機会を当局が与えて、この試験受かったら、ここの役職に行くよと。ほな給料高くなるよということをやらせておいて、今度上がりすぎたらお前ら抑えるよというようなことは、若干納得しがたいところがあるんですが、まあまあ、それらも含めて原稿の職員が、ちゃんと納得している協議の場が持たれたということであれば、そういうふうに理解をさせていただきますけども、もう一度お伺いしますが、副町長、そういう協議の場は確実に持たれて職員の方は、理解納得をしておるんですね。

〔副町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、副長。

副町長（高見俊男君） 先ほど、答弁させていただきましたように、そういう、まあ当然ですね、全体の中でもさしていただきましたし、特に調整が著しいものについては、まあ、そのものだけをですね、対象にお話し合いもさせていただきました、合意の下で、この議案を上程させていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。
ないようですから、質疑を終結いたします。
これより、本案について討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。
これより、本案について採決に入ります。議案第 54 号佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 50 . 請 願 第 2 号 議員報酬の引き下げを求める請願書（委員長報告）

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 50 に入ります。請願第 2 号、議員報酬の引き下げを求める請願を議題といたします。

請願第 2 号、議員報酬の引き下げを求める請願書については、所管の総務常任委員会に審査を付託いたしておりましたので、これより総務常任委員長の審査の報告を求めます。
総務常任委員長、敏森正勝君。

〔総務常任委員長 敏森正勝君 登壇〕

総務常任委員長（敏森正勝君） それでは、3月12日に審査いたしましたので報告したいと思いをします。

請願第2号、議員報酬の引き下げを求める請願書につきまして、請願の趣旨及び理由については、請願書に記入されている通りであります。前回、全議員で採決していますので慎重に審議したいと思っておりますので、よろしくお話し協議しております。

また、紹介議員より説明を求めています、

引き下げ後に対する町民の受け止め方、かなり怒っているのが実感として受けました。その中で請願を出された背景があり、町民の怒りがこういう形で出された。生活が厳しく議員だけいいのか。県議会含めて、引き上げより、むしろ引き下げている状況が、情報として入っている。それ相当の議員の報酬は、町によって定数を減らしたから出るという理屈は合わない。定数を減らして選挙終わったら上げたらいい。という意見によりまして、怒りまではいかないが、似た話がありました。

給料と報酬、元々違う。この連名されている人、給与と報酬判断はされているのかということに対しまして、今議員に出されている給与というのが報酬であるとの言い分の方や、報酬は、報酬の条例に基づいてと思った方もある。いろいろです。給与と報酬の違いを議員自ら知っているか。その段階で、自分で反省しているのに、報酬がある限り、仕事をして始めて報酬が出て来る。仕事をして欲しいんだとしてもらったらいい。しっかり報酬と給与を区別して、請願者の思いを議員の資質に対する請願だと考えられる。

また、給与と報酬の違いを知って、給与と報酬の違いを言っておきますが、給与とは職員が受ける俸給。また、給料は、給料、諸手当、その他の総称を言い、報酬とは労働や器物等の使用に対する謝礼としての金銭であるため、そこに違いがある。

また、財政極めて厳しい状況やから、議会議員の報酬を上げると町に対する歳出が増える。だから、厳しい状況の中上げるのはおかしい。もっと議員定数を減らし、現状が高いからどうやとか言っていない。この前、決めたとおりであるし、未だ一度も実施されていないのに、下げる話したら報酬審議会に悪い。議会議員自ら上げたのではなく、報酬審議会が合併以前に4町の議長が上げてもらえないかと言って来た。今、上げるよりも、合併して定数減らした方がより住民が納得してくれるだろうということで、合併後に持ち越した。落ち着くまでは、今の現状で行くしかない。2年半過ぎて落ち着いてきた。今から、前から現状から審議会で決めていただいた。結果的に総合的に判断していただいたということでもあります。

報酬審議会のことで、昨年2月に引き上げは、まかりならんと答申出している。定数考えなければ、定数削減したから上げるということがおかしい。選挙をして、そこで上げるのであれば、理屈がある。今の22万が高い安いは言っていない。

報酬審議会から、いろんな各度から見ていただいた状況ですのでという話がありました。

また、継続して、もう1回決めよう。慎重に考えようとなっても、報酬審議会に申し訳ない。報酬とは、役務の対価やして何ぼや。給与の場合、労働の対価だと。議員が決めたんでなく、審議会が答申。それも重要視するべきではないか。佐用が低かったことが（聴取不能）。また、元に戻したのは、これから先の状況の中で、報酬審議会のメンバーが変わろうとも、提案されたものを議会が否決したら報酬審議会に審議してもらう時に審議してもらえなくなる。町長給与を上げれば、下げているから、町長は、審議会答申どおりしなかった。答申が出たから、そのとおりにせなあかん理屈はない。その時の状況を加味して、当然あり得る。

また、町長の報酬と議会議員の報酬と金額的に辛抱のできる範囲と個人差はありますよ。辛抱のできない範囲はある。

首長の何パーセントが議長で何パーセントが議員だと決めておけば、その状況の中で何

ら問題ない。そういう自治体もある。

また、市議会と町議会どんなに活動が違う。人口の違い、財政力の違いがあった。町会議員よりずっと上がっている。人口が多い、面積が広い、多くなるから、その分は高いんだと。

また、市会議員は常勤的な見方、町会の場合は、一般的に非常勤の、そういう普段は職を持っていて、議会ごとに顔を出す、そういう認識があった。市会は生活給要素がある。若い人がもっと活発にやれるように、そこらへんがということで、上げれば上げるほど若い人は出やすい。報酬審議会が出していただいているから、NOということは、後々影響あるから 28

また、請願が出たことで、かなりの問題点が提起された。報酬と給与が違うということは、明記されたということであります。内容は、先ほど言いましたが、再度も申し上げますが、報酬とは、労働や器物の使用等に対する謝礼としての金銭であり、給与とは、俸給、給料、諸手当その他の総称であります。内容的には違いがありますが、請願に対する採決を行い、賛成少数にて否決となりました。

以上でございます。

議長（西岡 正君） 総務委員長の審査報告は終わりました。

請願第2号、議員報酬の引き下げを求める請願書についての委員長報告に対しての質疑に入りますが、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 敏森委員長にお伺いします。ええっとですね、播磨町がですね、議員報酬が28万5,000円、稲美が29万5,000円、太子が27万1,000円、夢前なくなりましたけれど、29万。上郡がですね、当初28万5,000円でございますけれど、金がなくなっただけで27万1,000円に落としております。当佐用町は22万8,000円でございます。

これ、合併した時にですね、54人が22になり、今度20人にするという中でですね、この合併した時に、こういう2万2,000円ですね、是正が、報酬審議会の方が出されておればですね、時期的には、こういう町民のブーイングが出なかったんじゃないかと思っております。

その時にですね、減った時に、もう1億3,000万のですね、歳費の節減が出ております。ですから、今度、2万2,000円上げるということは、760万程上がるわけでございますけれど、それら差し引いてもですね、1億2,300万程ですね、正否、これから、ずっと永久にですね、佐用町としてはですね、歳費節減となっておりますんでですね、そこら辺にですね、上郡等合併できなくてですね、まあ光ケーブルやっておりますもね、いわゆる佐用町は1万円で向こうは12万円と、そういう近隣と比べた時でもですね、上郡が28万5,000円の時では5万4,000円。今度引き下げて27万1,000円にしてもですね、4万3,000円という差が近隣としてあるわけでございますんで、そこら辺のお話が、総務委員会の中でですね、出なかったんかどうか、そこら辺いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、総務委員長。

総務常任委員長（敏森正勝君） その点につきましては、話の中では出ておりません。まあ、特に先ほど言いましたように、報酬審議会の中で、こういうことが起きたという状況の中で話をされておりますので、他の近隣の町に対しての話、そういったものは出ておりません。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

4 番（岡本義次君） 実はですね、私は、個人的には 15 万でも 10 万でも、私、でもええとは、私自身はですよ思っておるんですけども、やはりですね、こうやって議員の報酬を引き下げを求める請願出されたという方々はですね、やはりそういう、合併した時に報酬審議会が、丁度、こういうことがタイミング的に出ておればですね、こういう町民の批判もかなり低かったと思うんですけど、たまたま、合併して 2 年半ですね経った今ですね、やはり時期的にずれてですね、こういう町民が、こう、その時のこういう状態が 1 億 3,000 万の歳費が減になっておるということであればね、私は、それ程、こういうブーイングが出なかったんじゃないかと思えますんでね、そこら辺について、総務委員会の方ですね、そういうお話が出なかったということですね、ちょっと私は、こういうところでも完備言うんか、していただいたら良かったかなと思っております。

議長（西岡 正君） 答弁ありませんね。他に。
ないようですから、質疑を終結いたします。
これより本案について討論に入りますが、ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 利用者の引き下げを求める請願の賛成討論をいたします。

本請願は、昨年 12 月議会での議員報酬の引き上げに対し、その引き上げの理由そのものが町民の理解を得れないものであるとして、また、現状の町民生活の実態からしても、町民が納得できないものであったとして、提出されているものであり、議会として町民の、この声を真摯に受け止めなければならないものであります。

委員会審議の中で、請願の反対意見として、報酬審議会の答申があり、尊重しなければとの意見がありましたが、この答申が出された経過を考えるならば、その意見は誤りであると事実が語っています。

一昨年の町会議員選挙の半年後に議員報酬は審議会に諮問され、昨年 2 月の答申は、現状では認められないとの答申が出されたわけであり、そこで昨年 3 月議会で十分な審議もされずに定数の 2 削減が強行され、このことを理由に再度、審議会の答申を引き出したわけであり、定数削減が、実効性を持つのは次回改選後であることは明白であり、昨年 2 月の答申時点との現状比較では何も変わっていないわけであり、このように理論的にも実態上からも本請願は正当なものであることを指摘し賛成討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようですから討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。請願第2号、議員報酬引き下げを求める請願について委員長の報告は否決であります。従いまして原案について採決をしたいと思っております。

請願第2号、議員報酬の引き下げを求める請願書について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、少数であります。よって請願第2号、議員報酬の引き下げを求める請願書については、否決されました。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木照雄君。

10番（高木照雄君） 10番、高木です。ここで動議を出したいと思っております。

議長（西岡 正君） はい。

10番（高木照雄君） 佐用町良好な環境の保護に対する意見書。

近年、全国各地において自然環境、自然保護の重要性が問われている中、佐用町においても町民の健康及び生活環境を守る責務があります。そのための権限も与えられています。生活環境への支障や人の生命、健康への侵害の恐れのある顕著な場合には、報告聴取、立入り検査等法的な義務が課せられている。

各、各町においては、長きにわたり畜産公害、養鶏場からの悪臭、八工の発生、糞尿の流出等河川の汚濁により、そこに住む人たちに与えられた快適な安全な生活をおくる権利が侵されており、加えて経営者等の整備の不良によって、悪臭が河川への汚水を流出がある。佐用町には田園が広がり素晴らしい住環境の整った地域を後世に守り継ぐことが最大の地域づくりである。

よって、本議会は、佐用町に対し、業者に対する操業停止や許可取り消し等を含む強い指導、措置を求め、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、佐用町良好な環境の保護に対する条例等に基づき産業廃棄物の適正な処理を行われるよう求める。以上、動議を提出する。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ただ今、高木照雄君から、佐用町良好な環境保護に関する意見書の動議が提出されました。賛成者の方がおります。所定の賛成者がおりますので、この動議は成立いたしました。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し議題とすることに賛成、いや採決をいたします。この動議を日程に追加し、日程第1とし、日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに賛成の方の挙手を願います。

議会事務局長（岡本一良君） 手、挙げてください。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 挙手、少数であります。よって、本町の良好な環境の保護に関する意見書の動議については、否決されました。

日程第 51 . 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（西岡 正君） 日程第 51 に入ります。日程第 51 は、所管事務調査についてであります。

お諮りいたします。閉会中の各委員会の所管事務調査については、別紙のとおり申し出をいただいております。

別紙、申し出のとおり・・・そうですね、休憩します。

〔別紙配付〕

議長（西岡 正君） 別紙申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（西岡 正君） 以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りいたします。これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了いたしましたので、閉会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、第 20 回佐用町議会定例会はこれをもって閉会といたします。

議長（西岡 正君） 3月4日から本日まで 22 日間、大変ご苦労様でございました。

休会中には、予算等審議を熱心にしていただき、本当にありがとうございました。適切妥当な答えが出て来たように思います。議長として厚くお礼を申し上げるところであります。

また、町長をはじめ職員の皆様方にとっては、きめ細かな答えをいただき、本当にありがとうございました。新年度予算案執行に当たっては、本日の、ええ失礼、今回の本会議で議員の質問を十分いかして執行していただきますことをお願い申し上げます。

議員の皆さん方をはじめ、町長、職員の皆様方には、健康には十分ご留意をしていただきまして、町発展のために、なお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げまして閉会の挨拶といたします。

町長、挨拶申し上げます。

町長（庵邊典章君） 失礼します。それでは、議会の閉会にあたりまして、一言、お礼のご挨拶とさせていただきます。

本当に長時間にわたりましてですね、それぞれ慎重な審議をいただきまして、たくさんの議案につきまして提案させていただきましたけれども、それぞれ原案どおりご承認を賜りまして誠にありがとうございます。

今、議長からも、また予算委員長からもお話がありましたように、この審議特に 20 年度予算につきましてですね、いろいろと審議いただきました過程の中で、いただきましたご意見、またご指摘、いろんなお話につきましては、十分、この執行にあたりましてですね、反映をさせていただくように努力をしてみたいです。

まあ、20 年度もたくさんの課題を抱えて、新しい年度を迎えようと、迎えるわけですがけれども、19 年度、非常にいろんな問題起こしまして、不祥事が発生し、町民の皆さん方にご心配をおかけし申し訳なく思っておりますし、また、皆さん方にも大変、いろいろとご心配をおかけいたしました。まあ信頼の回復に努めながら、予算執行、しっかりとしたですね、行政運営に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、ひとつ引き続いてご指導賜りますように、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

19 年度がですね、こうして後残り一週間を切りました。19 年度におきまして、通常、いろいろな課題につきましては、一応、今、順調に事業の方は進めることはできております。このしっかりとですね、19 年度の整理をいたしまして、新しい 20 年度を迎えたいというふうに思っております。

後から、職員からも、退職の挨拶も一言させていただく時間をいただきたいと思うんですがけれども、まあ先般、21 日に 20 年度、新しい年度の人事異動を発表を内示をさせていただいております。まあ、たくさんの職員も退職をし、それぞれ、また新しい体制の中でですね、今後、行政運営に当たっていく。まちづくりにですね、それぞれの課が力を合わせて、職員が連携をしてですね、力を合わせて頑張っていきたいというふうに考えておりますので、ひとつ引き続いてのご支援、ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

本当に、長時間にわたりまして、たくさんのいろんな審議をいただき、こうして無事、この議会の中で、全てご承認いただきましたことを改めてお礼を申し上げて、ごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

午後 0 4 時 1 0 分 閉会
